



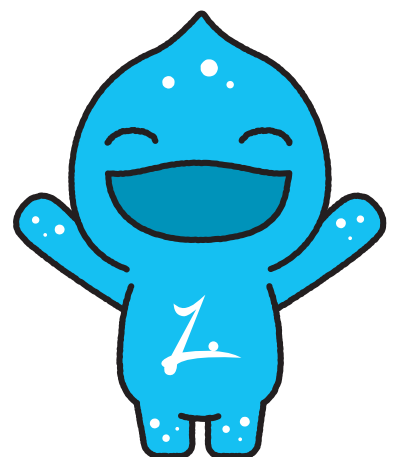
みさとせっか
ホワイトラベンダー 美郷雪華

令和8年度版
美郷町まちづくりガイド

ことしの美郷の まちづくり

“美郷らしさ”を誇り、語りたくなるまち
—— ともにつくる 未来の美郷 ——

 美郷町



私たちは

自然を愛し

心豊かに健やかに

未来にひらく

美しいまちを

ともにつくります

趣旨

美郷町は東に奥羽山脈、西に仙北平野が広がる肥沃な土壌と豊富な水資源に恵まれた町です。

この豊かな自然環境を大切にし、心身ともに健康で活力にあふれ、先人から受け継がれてきた伝統と文化を育み、未来に向けてさらに豊かで美しい町をお互いに尊重し支え合いながらつくっていくこと、というものです。

心豊かで活力ある歴史文化・芸術文化のまち宣言

美郷町は町民が皆、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことを願い、歴史文化・芸術文化を通じて心を耕す取り組みを推進し、心豊かで活力ある町を目指すことをここに宣言します。

- 一、私たちは、歴史文化に親しみ、ふるさとを愛する心を育みます。
- 一、私たちは、芸術文化を感受し、多様な価値を理解し創造します。
- 一、私たちは、歴史文化・芸術文化を通じて、いきいきとした町をつくりまします。
- 一、私たちは、歴史文化・芸術文化に取り組みやすい環境の充実に努めます。

平成27年9月18日 美郷町

未来へつなごう環境にやさしいまち宣言

美郷町は町民が皆、この清水にあふれる豊かな自然環境を未来へ引き継ぐため、一人ひとりが次のように行動することをここに宣言します。

- 一、私たちは、資源の価値や循環を学ぶことで、環境に対する意識をはぐくみます。
- 一、私たちは、ごみの削減やリサイクルへの参画など、環境に配慮した行動を実践します。
- 一、私たちは、不法投棄のない美しい景観の中で安心して暮らせるよう、地域の保全に努めます。
- 一、私たちは、この美しい郷土を未来へつなぎ、住みここのよいい町であり続けます。

令和7年2月17日 美郷町

今年はどうなまちづくりをすすめていくのかな？
わかりやすく紹介するよ！



美郷のミズモ
美郷町イメージキャラクター

町の木・花・鳥・魚



木 赤松



花 ラベンダー



鳥 雁



魚 ハリザッコ
トミヨ属雄物型



ひらがなの「み」を抽象化し、「希望」「飛躍」「親睦」を表現したデザイン

町章

発刊に寄せて



美郷町長
松田 知己

美郷町は、時代の変化に対応しつつ、時代が変化しても変わらぬものを認識した上で、住み心地やまちへの愛着など町民の幸福度が高く、小さくてもキラリと光るまちを目指して、22年目の歩みを進めています。町民の皆さまにはこれまで美郷町の取り組みに対しまして、ご理解とご協力をいただいていることに、心から感謝を申し上げます。

さて、町では、令和4年度からスタートさせている「第3次美郷町総合計画」に基づき、まちづくりの将来像である「“美郷らしさ”を誇り、語りたくなるまち」の実現を目指し、各般の施策を計画的かつ積極的に展開し、まちづくりを進めているところです。

令和8年度は、防犯対策の充実、子育て環境の充実、定住・移住支援の強化、産業振興の推進等につながる施策に取り組むほか、継続事業である子ども子育て支援拠点施設整備については、令和8年7月下旬の供用開始に向けて取り組んでいきます。

その施策効果をより高めていくため、取り組み内容にご理解をいただくとともに、広くご活用していただくよう、この「美郷町まちづくりガイド」を作成しました。皆さまには、ぜひ本ガイドをご覧ください、引き続き美郷町の取り組みにご協力をお願いいたします。

いきいきスポーツ健康のまち宣言

美郷町は町民が皆、健やかで心豊かに暮らすことを願い、スポーツを通じて健康を育み、元気でいきいきとした町を目指すことをここに宣言します。

- 一、私たちは、スポーツを通じて、健康な心と体をつくりまします。
- 一、私たちは、スポーツに親しみ、ふれあいと交流を深めます。
- 一、私たちは、スポーツを楽しみ、活気ある町を目指します。
- 一、私たちは、スポーツに取り組みやすい環境の充実に努めます。

平成27年3月6日 美郷町

町民歌

光あふれて

作詞 滝田常晴
作曲 津雲 優

- 一 仰ぐ奥羽の 山並みに
夢はひろがる 雲は飛ぶ
松のみどりは 枝を張り
花の香りに 包まれて
美郷は幸せ 拓くまち
ここに光は あふれわく
- 二 歴史受け継ぐ この大地
豊かなみのり もたらして
渡り鳥さえ 慕い寄る
トミヨきらめき 水は澄む
美郷はよろこび 招くまち
ここに光は あふれわく
- 三 ふれあう心 あたたかく
人と自然の 支え合い
合わせる力 たくましく
ゆくてたのしく 伸び進む
美郷は未来を 創るまち
ここに光は あふれわく

目次

頁	内 容
2	町民憲章/町の木・花・鳥・魚 まち宣言
3	発刊に寄せて/町民歌/町章 いきいきスポーツ健康のまち宣言、心豊かで活力ある歴史文化・芸術文化のまち宣言 未来へつなごう環境にやさしいまち宣言
6	今年度のまちの事業をお知らせします
8	みさと重点テーマ
8	テーマ1 快適さ向上
	<ul style="list-style-type: none"> ●空き家対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①危険空家解体事業 ●脱炭素化の強化 <ul style="list-style-type: none"> ①公共施設照明LED化推進事業 ②ごみ減量リサイクル対策事業 ●堅実な行財政運営の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①公共施設等適正管理推進事業 ●行政サービスの向上 <ul style="list-style-type: none"> ①生活密着型交通体系対策事業 ②デジタル化推進事業 ③公文書管理推進事業
9	テーマ2 豊かさ実感
	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①あんしん育み交流事業 ②妊産婦サポート事業 ③中小企業の仕事と家庭の両立支援応援事業 ●「確かな学力」の向上 <ul style="list-style-type: none"> ①学力向上対策事業 ②ICT活用教育推進事業 ●芸術・文化活動の強化 <ul style="list-style-type: none"> ①芸術文化推進事業 ②読書・視聴覚環境向上事業 ●定住・移住支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> ①美郷暮らしサポート事業 ②環境配慮型美郷暮らし整備事業 ③空き家等利活用促進事業
10	テーマ3 安全安心
	<ul style="list-style-type: none"> ●防災対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①防災備蓄活用事業 ②防災啓発事業 ●交通安全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①交通安全施設整備事業 ②安全運転支援事業 ●健康づくりの充実 <ul style="list-style-type: none"> ①こころの健康づくり事業 ②子どもの健康づくり・食育推進事業 ●認知症対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①認知症予防・支援事業 ●防犯対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①防犯環境向上事業
11	テーマ4 活力・賑わい創出
	<ul style="list-style-type: none"> ●農業の生産力強化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①生産力強化支援事業 ②スマート農業導入支援事業 ③圃場整備支援事業 ④地力増進士づくり支援事業 ⑤有害鳥獣等駆除防除事業 ●農業の担い手確保の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①担い手育成事業 ②新規就農者等支援事業 ③農業法人経営継承支援事業 ●商業振興の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①空き店舗等対策事業 ②美郷ブランド開発・販売促進事業 ●企業支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①企業誘致推進事業 ②起業家総合支援事業
12	令和8年度主要事業位置図
14	各種制度案内
14	子育て、教育に関すること
	<p>子育てに関すること</p> <p>①妊産婦サポート事業 ②福祉医療費扶助事業(未就学児・小学生・中学生・高校生等)</p> <p>③児童手当支給事業 ④チャイルドシート購入費補助事業 ⑤ブックスタート事業 ⑥産後ケア事業</p> <p>⑦在宅子育て支援給付金事業 ⑧地域子育て支援拠点事業 ⑨一時保育事業 ⑩乳児等通園支援事業</p> <p>⑪すこやか子育て支援事業 ⑫延長保育事業 ⑬病児・病後児保育利用料助成事業</p> <p>⑭子育てファミリー支援事業 ⑮小中学校入学祝金事業 ⑯放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)</p> <p>⑰美郷の子ども会夢応援事業 ⑱児童相談事業 ⑲子育て短期支援事業</p> <p>⑳ひとり親家庭住宅整備資金貸付事業</p> <p>教育に関すること</p> <p>㉑就学援助事業 ㉒特別支援教育就学奨励事業 ㉓学校給食費の無償化 ㉔奨学金貸付事業</p> <p>㉕奨学金返還助成事業 ㉖生涯学習団体バス利用助成事業 ㉗スポーツ団体バス利用助成事業</p> <p>㉘スポーツ少年団等選手派遣事業 ㉙合宿応援事業</p>

19 福祉、保健・医療に関すること

福祉に関すること

- 30 シニア元気いきいき支援事業 31 軽度生活支援事業 32 雪下ろし等支援事業 33 配食サービス・見守り事業
- 34 生きがいデイサービス事業 35 ふれあい安心電話事業 36 介護者支援事業 37 介護用品給付事業 38 長寿祝い金事業
- 39 老人クラブ補助事業 40 高齢者住宅整備資金貸付事業 41 障害者住宅整備資金貸付事業 42 地域生活支援事業
- 43 更生医療・補装具費給付事業 44 育成医療費給付事業 45 障害者手帳所持者割引事業
- 46 自動車の運転免許取得費・改造費助成事業 47 透析通院者支援事業 48 福祉医療費扶助事業(障がい者)
- 49 軽度・中等度難聴者補聴器購入助成事業 50 生活困窮者等自立相談支援事業

保健・医療に関すること

- 51 人間ドック等助成事業 52 後期高齢者医療歯科健康診査事業 53 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業
- 54 妊婦等遠方分娩取扱施設等交通費等支援事業 55 妊産婦健診助成事業・新生児聴覚検査・妊婦歯科健診助成事業
- 56 未熟児養育医療費給付事業 57 不妊治療・不育症治療費助成事業 58 おたふくかぜ予防接種事業
- 59 インフルエンザ予防接種事業 60 新型コロナウイルス予防接種事業 61 成人予防接種事業(風しん)
- 62 成人予防接種事業(成人用肺炎球菌) 63 帯状疱疹予防接種事業 64 がん患者補正具購入費助成事業 65 高額医療費貸付事業

24 農林業、商工業に関すること

農林業に関すること

- 66 営農継続支援事業 67 スマート農業導入支援事業 68 生産力強化支援事業 69 農業用無人航空機操縦者育成事業
- 70 作物転換総合支援事業 71 6次産業化支援事業 72 6次産業化施設整備支援事業 73 サキホコレ作付応援事業
- 74 循環型農業土づくり応援事業 75 新規就農者支援事業 76 新規就農者研修支援事業 77 新規就農者育成総合対策事業
- 78 新規就農者雇用促進支援事業 79 新規就農者経営安定支援事業 80 農業法人運営支援事業
- 81 次期代表候補経営継承促進事業 82 農業法人経営継承支援事業 83 農業法人第三者継承支援事業
- 84 薬用植物栽培支援事業 85 優良牛飼育奨励事業 86 優良子牛生産支援事業 87 家畜自衛防疫事業
- 88 稼ぐ畜産経営ステップアップ応援事業 89 環境保全型農業直接支払事業 90 多面的機能支払事業
- 91 中山間地域等直接支払事業 92 林業トップランナー養成研修等支援事業 93 アメリカシロヒトリ等防除支援事業
- 94 狩猟免許新規取得支援事業 95 鳥獣被害防止対策支援事業 96 有害鳥獣誘引樹木伐採事業

商工業に関すること

- 97 中小企業支援事業 98 中小企業の仕事と家庭の両立支援応援事業 99 商工業振興奨励金交付事業
- 100 誘致企業奨励金交付事業 101 本社機能移転促進事業 102 企業紹介型企業誘致サポーター事業
- 103 中小企業新分野進出応援事業 104 企業人材獲得支援事業 105 起業者総合支援事業 106 空き店舗等活用家賃支援事業
- 107 空き店舗等活用出店促進事業 108 雇用促進支援事業 109 雇用機会創出支援事業 110 職業訓練等支援事業
- 111 資格取得サポート事業 112 特産品開発事業 113 パッケージデザイン等支援事業 114 ビジネスマッチング支援事業
- 115 海外ビジネス推進事業 116 インターネット販売販路開拓支援事業 117 中小企業持続化支援事業

32 暮らし・環境、まちづくりに関すること

暮らし・環境に関すること

- 118 ドライブレコーダー設置費補助事業 119 家庭用防犯カメラ設置費補助事業
- 120 熱中症予防・省エネエアコン設置費補助事業 121 地震ブレイカー設置費補助事業 122 クマ撃退用スプレー購入費補助事業
- 123 ごみ集積施設設置費補助事業 124 生ごみコンポスト設置費補助事業 125 生ごみ処理機設置費補助事業
- 126 町営墓地の使用について 127 危険空家解体補助事業 128 住宅リフォーム緊急支援事業 129 耐震改修促進事業
- 130 水道遠距離給水管敷設補助事業 131 下水道接続工事補助事業 132 合併浄化槽導入促進事業・水質環境保全事業
- 133 冬期推定使用水量による推定料金の運用 134 家庭用飲用井戸等整備事業 135 浄水器等購入支援補助事業(仙南地区)

まちづくりに関すること

- 136 除排雪支援事業(除雪機械の貸出) 137 雪下ろし作業中の安全対策事業 138 美郷暮らしサポート事業
- 139 空き家等活用移住定住促進事業 140 清水周辺環境保全事業 141 行政区機能強化事業 142 活力ある地域づくり事業
- 143 ボランティア活動支援充実事業 144 地域活動拠点整備事業 145 結婚新生活支援事業 146 出会い創出事業
- 147 あきた結婚支援センター入会登録料助成事業

37 令和8年度イベント案内・町からの情報発信

38 町税等の納付方法

39 証明書のコンビニ交付

40 予約制乗合タクシー

42 公共施設のご案内 役場・文化施設・スポーツ施設・公園・宿泊交流施設

47 美郷町メモリアル婚姻届・出生記念証・オリジナル絵本紹介

今年度のまちの事業をお知らせします

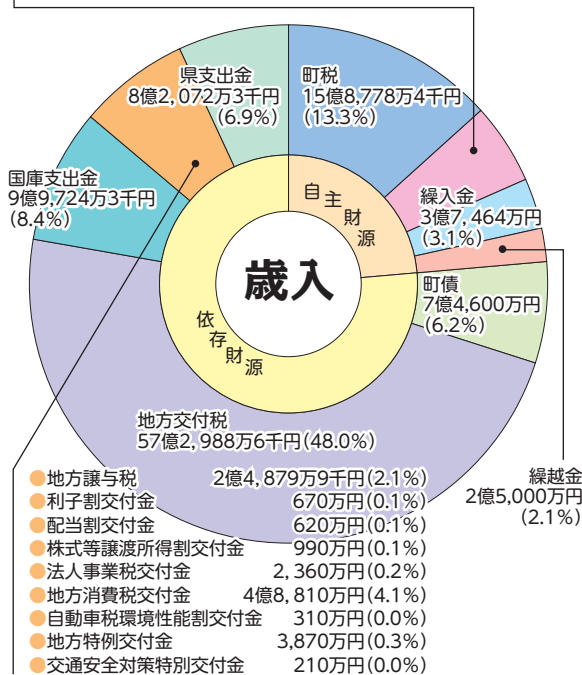
美 郷町が誕生して22年目の歩みを進めています。第3次美郷町総合計画に掲げるまちづくりの将来像「“美郷らしさ”を誇り、語りたくなるまち ーともにつくる未来の美郷ー」の実現のため、令和8年度もさまざまな事業を実施します。



令和8年度予算概要

■一般会計歳入

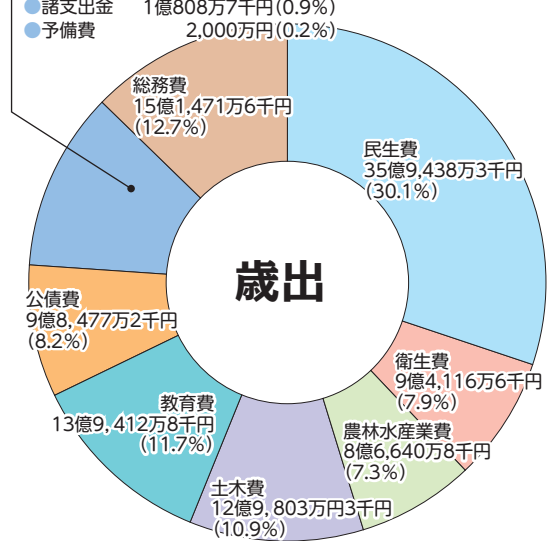
- 分担金および負担金 305万(0.0%)
- 使用料および手数料 1億2,415万1千円(1.0%)
- 財産収入 6,008万8千円(0.5%)
- 寄付金 1億14万6千円(0.8%)
- 諸収入 3億1,716万7千円(2.7%)



■割合については、歳入・歳出ともに端数処理をしています。

■一般会計歳出(目的別)

- 議会費 1億398万3千円(0.9%)
- 労働費 1,105万5千円(0.1%)
- 商工費 4億6,383万8千円(3.9%)
- 消防費 6億3,638万6千円(5.3%)
- 災害復旧費 112万2千円(0.0%)
- 諸支出金 1億808万7千円(0.9%)
- 予備費 2,000万円(0.2%)



※()内は構成比

自主財源	28億1,702万6千円	(23.6%)
依存財源	91億2,105万1千円	(76.4%)

令和8年度一般会計予算額 119億3,807万7千円

区分	令和8年度	令和7年度
一般会計	119億3,807万7千円	129億455万4千円
国民健康保険	20億6,295万8千円	20億4,712万3千円
後期高齢者医療	3億5,767万8千円	2億6,344万6千円
水道事業会計	収入 5億5,293万5千円	支出 6億9,675万8千円
下水道事業会計	収入 6億756万7千円	支出 6億4,092万3千円

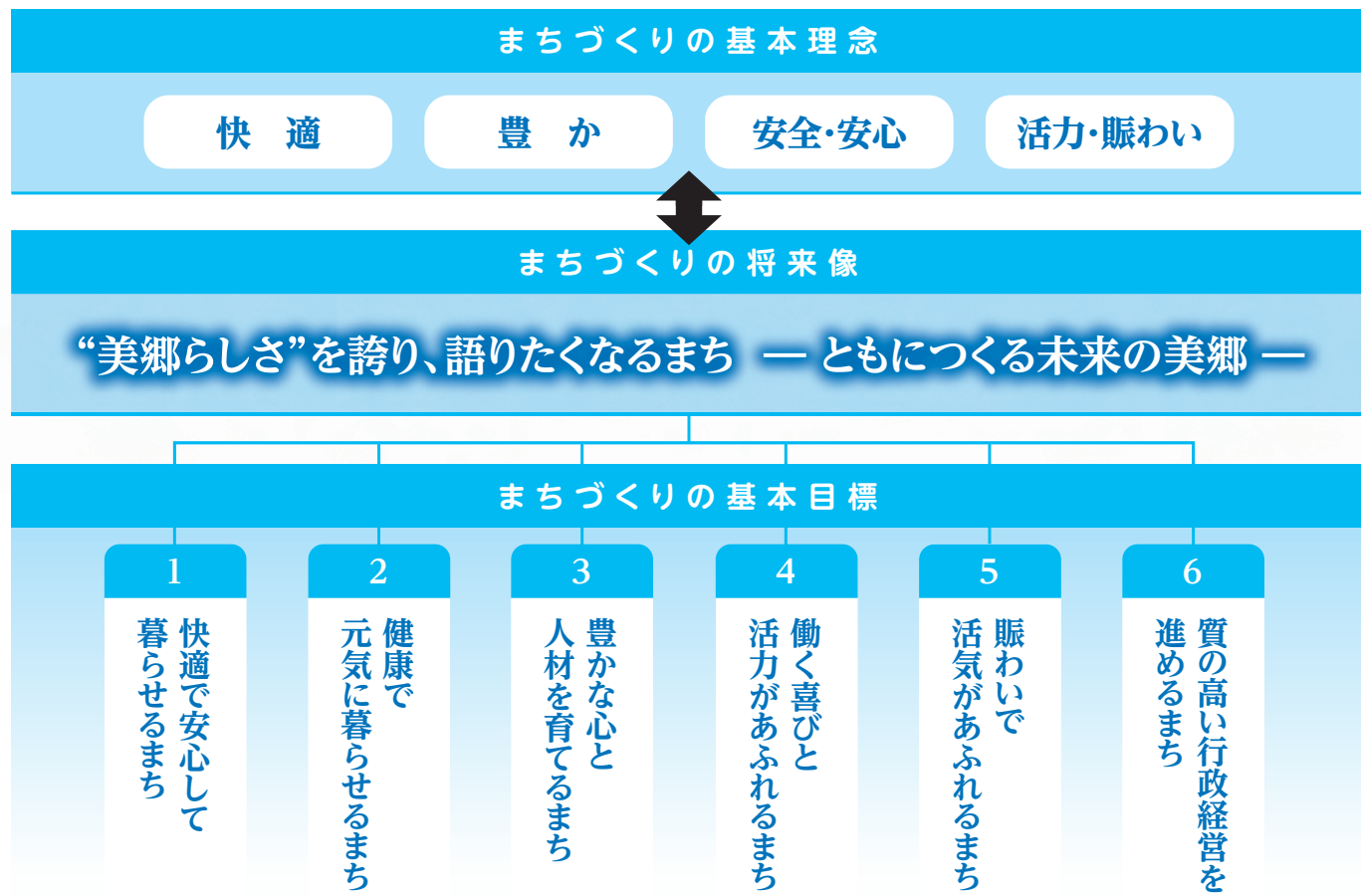
※事業会計には減価償却費等が含まれているため収入に比べ支出が多くなっています。

用語解説

- ◆**一般会計**:町の会計の中心的なもので、行政運営の基本的な経費や事務事業を経理する会計です。
- ◆**特別会計**:特定の事業を行うために、一般会計と区分して経理する必要がある場合に設ける会計です。美郷町では、上記の国民健康保険、後期高齢者医療について特別会計を設けており、それぞれの事業に必要な予算を計上しています。
- ◆**事業会計**:企業会計として水道事業、下水道事業に必要な予算を計上しています。

「第3次美郷町総合計画」とは

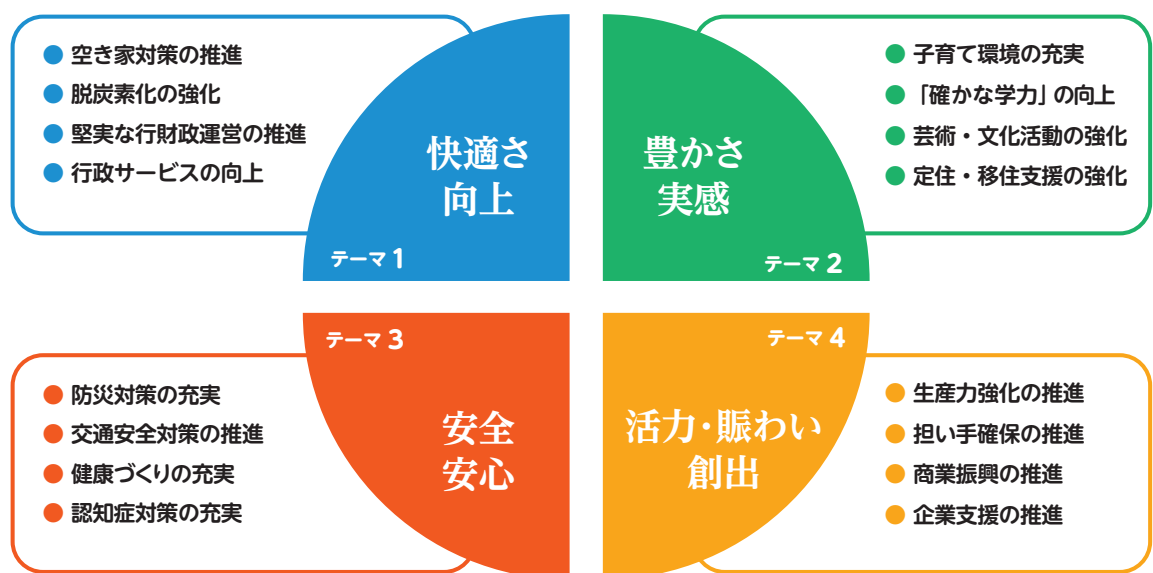
総合計画は、まちづくりの将来像を掲げ、その実現に向けて取り組む重点施策等を示す計画です。さまざまな事業を計画的に進めていくため、まちづくりの長期的な指針となる「基本構想」と、基本構想に基づき実施する重点施策と事業を示す「行動計画」の2つで構成しています。期間は、令和4年度から令和11年度までの8年間です。



みさと重点テーマ

基本構想で掲げたまちづくりの将来像の実現は、まちづくりの「6つの基本目標」に基づく「行動計画」の着実な実行が基本となります。

その「行動計画」の重点施策のうち、まちづくりの「4つの基本理念」に基づき、特に注力して取り組む施策(後期計画での新規事業及び前期計画からの拡充事業を含む施策)を「みさと重点テーマ」として位置付け、実行します。



テーマ1 快適さ向上

みさと
重点テーマ

空き家対策の推進

1 危険空家解体事業

事業費 19,389 千円 住民生活課

- 事業内容
- 1 危険空家所有者または管理者に対し、適正管理に関する助言、指導、勧告、命令の実施
 - 2 危険空家等解体費補助金の交付
 - 3 危険空家等に対する行政代執行を含む危険除去対応の実施

脱炭素化の強化

1 公共施設照明LED化推進事業

事業費 880 千円 企画財政課

- 事業内容
- 1 住民活動センター照明LED化工事実施設計の実施

事業費 43,844 千円 こども子育て課

- 事業内容
- 1 仙南すこやか園照明設備LED化工事の実施

事業費 4,356 千円 商工観光交流課

- 事業内容
- 1 六郷温泉あったか山駐車場およびコテージ外灯LED化工事の実施

事業費 204 千円 建設課

- 事業内容
- 1 北除雪センター西側LED投光器設置工事の実施

事業費 58,641 千円 教育推進課

- 事業内容
- 1 美郷中学校校舎等照明LED化工事の実施

2 ごみ減量リサイクル対策事業

事業費 6,666 千円 住民生活課

- 事業内容
- 1 生ごみ処理機やコンポスト購入費の補助
 - 2 各行政区に廃棄物減量等推進業務の委託
 - 3 小型家電製品、蛍光灯等水銀使用製品の拠点回収の実施
 - 4 プラスチック資源循環の実施
 - 5 家庭用廃食油回収の周知
 - 6 古着・古布の回収の実施

堅実な行財政運営の推進

1 公共施設等適正管理推進事業

事業費 318 千円 総務課

- 事業内容
- 1 第2次美郷町公共施設等総合管理計画および第2次個別実施計画の策定・実施
 - 2 公共施設使用料適正化計画の策定・実施

行政サービスの向上

1 生活密着型交通体系対策事業

事業費 13,335 千円 企画財政課

- 事業内容
- 1 予約制乗合タクシーの運行
 - 2 公共交通の利用促進のための啓発活動の実施

2 デジタル化推進事業

事業費 1,205 千円 企画財政課

- 事業内容
- 1 AI-FAQサービス※の導入
※AI(人工知能)が住民からの質問を理解し、自動で適切な回答を提示するサービスのこと

事業費 120 千円 生涯学習課

- 事業内容
- 1 スマートフォン基礎教室の開催

3 公文書管理推進事業

事業費 10,015 千円 総務課

- 事業内容
- 1 旧南行政センターアスベスト調査業務の実施
 - 2 旧南行政センター改修工事実施設計業務の実施

テーマ2 豊かさ実感

子育て環境の充実

1 あんしん育み交流事業

事業費 362 千円 **こども子育て課**

- 事業内容
- ① マタニティ・ママコミ、パパママ教室の開催
 - ② 親子ふれあいの場等の開催

2 妊産婦サポート事業

事業費 9,278 千円 **こども子育て課**

- 事業内容
- ① 妊娠届出後の妊婦支援給付として、5万円の支給および金芽米(5kg×2袋)の贈呈
 - ② 胎児の数届出後の妊婦支援給付として、妊娠している胎児の数に5万円を乗じた額の支給
 - ③ 出生児1人につき出生祝金5万円の支給

3 中小企業の仕事と家庭の両立支援応援事業

事業費 1,000 千円 **商工観光交流課**

- 事業内容
- ① 配偶者出産休暇、子の看護等休暇、短時間正社員制度等を導入した町内中小企業への補助金の交付

「確かな学力」の向上

1 学力向上対策事業

事業費 1,532 千円 **教育推進課**

- 事業内容
- ① 基礎学力の定着度調査や実態に応じた指導を実施するための客観的資料となる検査の実施
 - ② 「家庭学習の手引き」の作成
 - ③ 小・中学校の授業改善のため、大学教授を招いた研修会を実施

2 ICT活用教育推進事業

事業費 32,807 千円 **教育推進課**

- 事業内容
- ① ICT支援員の配置
 - ② ICT機器活用事例集の作成と授業等での活用の促進
 - ③ 美郷町ICT有効活用推進委員会を開催

芸術・文化活動の強化

1 芸術文化推進事業

事業費 24,538 千円 **生涯学習課**

- 事業内容
- ① 学友館特別展・企画展の開催
 - ② 美郷町所蔵品図録第2巻(書跡、考古、民俗等)刊行
 - ③ 野外芸術空間創出事業2基制作および彫刻メンテナンス活動・ワークショップの開催
 - ④ 美郷の四季絵画制作プロジェクト事業「冬・春」制作
 - ⑤ 音楽鑑賞の開催

2 読書・視聴覚環境向上事業

事業費 266 千円 **生涯学習課**

- 事業内容
- ① 読書フェスタ、心に残った本の紹介コンクールの実施

定住・移住支援の強化

1 美郷暮らしサポート事業

事業費 11,885 千円 **商工観光交流課**

- 事業内容
- ① 美郷暮らし促進奨励金の交付
 - ② 美郷暮らしサポートセンターの設置
 - ③ おためし移住体験助成金の交付
 - ④ 県との連携による移住支援金の交付
 - ⑤ 地方就職支援金の交付

2 環境配慮型美郷暮らし整備事業

事業費 5,244 千円 **商工観光交流課**

- 事業内容
- ① 住宅建築用地として販売するため、確定測量・分筆登記の実施
 - ② 宅地分譲のPR活動の実施
 - ③ 分譲地ごみ集積所設置工事の実施

3 空き家等利活用促進事業

事業費 1,650 千円 **商工観光交流課**

- 事業内容
- ① 空き家等活用移住定住促進事業補助金の交付
 - ② 空き家バンク成約奨励金の交付

テーマ3 安全安心

みさと
重点テーマ

防災対策の充実

1 防災備蓄活用事業

事業費 2,059 千円 住民生活課

- 事業内容
- ① 備蓄品等の整備および適正管理の実施（飲料水、液体ミルク、保存食、段ボールベッド等）
 - ② 備蓄品の有用活用およびローリングストックの実施

2 防災啓発事業

事業費 13,944 千円 住民生活課

- 事業内容
- ① ハザードマップの改訂版作成
 - ② 熱中症予防・省エネエアコンの設置費を助成
 - ③ 感震ブレーカーの設置費を助成
 - ④ クマ撃退用スプレーの購入費を助成

交通安全対策の推進

1 交通安全施設整備事業

事業費 4,212 千円 住民生活課

- 事業内容
- ① 交通の死角となる危険箇所へカーブミラーの設置
 - ② カーブミラー本体や支柱の修繕、交換および角度の調整
 - ③ 危険箇所等への注意喚起看板の設置

2 安全運転支援事業

事業費 3,300 千円 住民生活課

- 事業内容
- ① チャイルドシート購入費に対して、補助金を交付
 - ② ドライブレコーダー購入設置費に対して、補助金を交付

健康づくりの充実

1 こころの健康づくり事業

事業費 797 千円 福祉保健課

- 事業内容
- ① こころといのちを考えるつどいの開催
 - ② メンタルヘルスサポーター養成講座の開催
 - ③ ゲートキーパー養成講座の開催
 - ④ 子どものSOSの出し方研修の実施

2 子どもの健康づくり・食育推進事業

事業費 418 千円 福祉保健課

- 事業内容
- ① 町内小学校の児童・保護者を対象とした「レッツ！チャレンジ健やかクッキング教室」の開催

認知症対策の充実

1 認知症予防・支援事業

事業費 2,898 千円 福祉保健課

- 事業内容
- ① 各種教室や講演会等で生活習慣の改善および認知症予防に関する啓発活動の実施
 - ② 認知症に不安を持つ町民を対象とした「認知症あしん講座」の開催

防犯対策の充実

1 防犯環境向上事業

事業費 18,524 千円 住民生活課

- 事業内容
- ① 防犯灯の維持管理
 - ② 電力柱等を活用した防犯灯設置の推進
 - ③ 家庭用防犯カメラの購入設置費に対して、補助金を交付
 - ④ 犯罪抑止として街頭防犯カメラを設置(3カ所)



テーマ4 活力・賑わい創出

農業の生産力強化の推進

1 生産力強化支援事業

事業費 19,914 千円 **農政課**

事業内容 ① 農業の複合化や規模拡大に必要な機械等の導入に対する助成

2 スマート農業導入支援事業

事業費 35,480 千円 **農政課**

事業内容 ① スマート農機およびRTK基地局利用料に対する助成

3 圃場整備支援事業

事業費 25,386 千円 **農政課**

事業内容 ① 県営基盤整備事業費に対する負担
② 基盤整備事業の採択を目指す地区の促進計画の策定および換地調整の実施

4 地力増進土づくり支援事業

事業費 5,000 千円 **農政課**

事業内容 ① 堆肥(美郷の大地)の購入に対する助成

5 有害鳥獣等駆除防除事業

事業費 12,088 千円 **農政課**

事業内容 ① 有害鳥獣の捕獲・駆除
② 狩猟免許の取得に対する助成
③ 電気柵の設置に対する助成

農業の担い手確保の推進

1 担い手育成事業

事業費 7,827 千円 **農政課**

事業内容 ① 営農継続に必要な機械等の導入に対する助成

2 新規就農者等支援事業

事業費 19,698 千円 **農政課**

事業内容 ① 農業研修生に対する奨励金の交付
② 認定就農者に対する経営開始資金および機械等の導入に対する助成
③ 50歳未満の方を雇用した農業法人に対する社会保険料事業主負担分の助成
④ 町外から転入した新規就農者の農地・住居の賃借料に対する助成

3 農業法人経営継承支援事業

事業費 1,900 千円 **農政課**

事業内容 ① 設立間もない農業法人が税理士等に依頼した費用に対する助成
② 経営継承を計画等している農業法人が中小企業診断士等に依頼した費用および後継人材確保に向けた雇用環境整備に対する助成
③ 農業法人の受け手がいない農地の全部を引継ぎ、引継農地に作付する農業法人に対する助成

商業振興の推進

1 空き店舗等対策事業

事業費 2,400 千円 **商工観光交流課**

事業内容 ① 町内空き店舗等を活用して出店する事業者に対して、家賃を補助
② 町内空き店舗等を活用して出店する事業者に対して改修、新增築や駐車場整備費用を補助

2 美郷ブランド開発・販売促進事業

事業費 1,057 千円 **商工観光交流課**

事業内容 ① 特産品開発に要する費用の助成
② 特産品のパッケージデザインや特定地場製品の販売促進費用の助成
③ 美郷雪華酵母管理業務委託

企業支援の推進

1 企業誘致推進事業

事業費 433 千円 **商工観光交流課**

事業内容 ① 県企業誘致推進協会との連携による企業誘致活動の実施

2 起業家総合支援事業

事業費 2,000 千円 **商工観光交流課**

事業内容 ① 町内で新たに起業する事業者に対して、店舗等の新築・増改築等に要する経費を補助

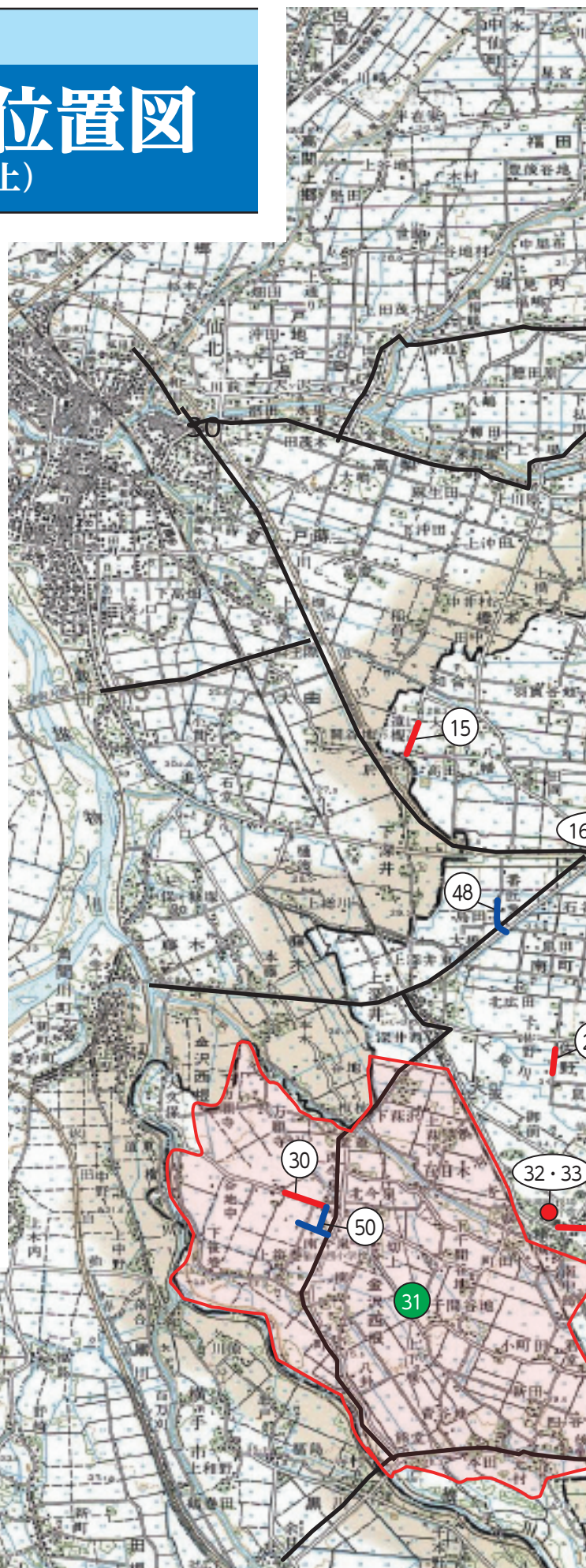
令和 8 年度

美郷町主要事業位置図

(概算事業費 300 万円以上)

位置図
主要事業

No.	工事名称等	事業概要
1	荒井8号橋 橋梁補修工事	N=1橋
2	農地中間管理機構関連農地整備事業(大坂善知鳥地区)	N=1式
3	千畑中央地区遠方監視装置更新工事	N=1式
4	千畑小学校屋内消火栓設備改修工事	N=1式
5	千畑小学校プールろ過装置更新工事	N=1式
6	庁舎議場映像設備改修工事	N=1式
7	水道施設管理サーバー増設工事	N=1式
8	長面線 舗装補修工事	L=210m
9	談古町・切上線 舗装補修工事	L=200m
10	中野・柳田線他1路線 舗装補修工事	L=400m
11	六郷畑屋(塚)地区配水管布設替工事	N=1式
12	歴史民俗資料館・屋内スポーツ館屋根防水改修工事	N=1式
13	下畑屋・外川原線 舗装補修工事	L=300m
14	下畑屋・外川原線 防護柵復旧工事	L=120m
15	遠根・高田線 舗装補修工事	L=250m
16	小安門住宅D棟配管改修工事	N=1式
17	小安門住宅B・C・D棟屋根防水シート保護塗料塗布工事	N=1式
18	中央通り線 舗装補修工事	L=210m
19	保健センター屋上防水工事	N=1式
20	中央体育館バスケットゴール改修工事	N=1式
21	美郷中学校校舎・テニスコート照明LED化工事	N=1式
22	一丈木・茨島線 舗装補修工事	L=300m
23	七滝・仏沢線防護柵復旧工事	L=80m
24	七滝川 河道整正工事	L=200m
25	六郷温泉あったか山駐車場・コテージ外灯LED化工事	N=1式
26	石名館・扇田線 舗装補修工事	L=200m
27	作山・南明田地線歩道整備工事	L=120m
28	農地集積加速化基盤整備事業(明田地野際地区)	N=1式
29	倉合・土場線 舗装補修工事	L=140m
30	上糠刈・中大久保線 舗装補修工事	L=310m
31	かんがい排水事業(下堰・三百石堰地区)	N=1式
32	仙南すこやか園照明設備LED化工事	N=1式
33	仙南すこやか園非常用発電機更新工事	N=1式
34	公民館受電設備改修工事	N=1式
35	米ノロ・老形線 舗装補修工事	L=200m
36	道の駅美郷外壁塗装工事	N=1式
37	ため池整備事業(金沢9地区)	N=1式
38	金沢コミュニティセンター屋根改修工事	N=1式
39	館ヶ沢川 河道整正工事	L=200m
40	東西法寺2号線 防護柵復旧工事	L=180m
全域	防災行政無線設備交換工事	N=1式
全域	新型アラート受信機入替工事	N=1式



いろんな
工事が
あるんだね



号	工事名称等	事業概要
41	川口道北1号線 舗装補修工事	L=330m
42	鎌田・安城寺線 舗装補修工事	L=230m
43	本道町・梁屋線 舗装補修工事	L=230m
44	六郷安楽寺地区配水管新設工事	N=1式
45	子ども子育て支援拠点施設整備工事	N=1式
46	作山・南明田地線 舗装補修工事	L=400m
47	下馬転・湯田沢線 舗装補修工事	L=300m
48	大橋・上島田地線 舗装補修工事	L=500m
49	槻ノ木・矢口1号線他1路線 舗装補修工事	L=450m
50	南今泉・南谷地中線他1路線 舗装補修工事	L=480m

※No.41～No.50は令和7年度から繰越して実施する事業です。

各種制度をご利用ください

町が実施している各種制度をご紹介します。
詳しい内容は、担当課にお問い合わせください。



子育て、教育に関すること

子育てに関すること

1 妊産婦サポート事業

次世代を担うこどもの誕生と健やかな成長を願い、妊婦が安心して出産できるよう応援し、妊娠の届出時から出産後の子育てについても切れ目のない相談支援と経済的支援を一体として行う。

担当課 こども子育て課 子育て応援班
☎0187(84)4904

対象者	①妊婦 ②出生により町に住民登録されたこどもの養育者
支給額等	上記対象者① 妊娠届出後 妊娠1回につき1回目妊婦支援給付 5万円 金芽米贈呈 5kg×2袋 妊娠32週以降 胎児の数届出後に2回目妊婦支援給付 胎児の数×5万円 上記対象者② 出生届出後 出生児1人につき出生祝金 5万円

2 福祉医療費扶助事業 (未就学児・小学生・中学生・高校生等)

子育て世帯の負担軽減のため、未就学児・小学生・中学生・高校生等に対し医療費の自己負担額を助成します。

担当課 福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

対象者	18歳までの児童
助成額等	自己負担額の全額

3 児童手当支給事業

子育て家庭の生活の安定と次代の社会を担うこどもの健やかな育ちを支援するため、こどもを養育している方に手当を支給します。

担当課 こども子育て課 こども家庭支援班
☎0187(84)4904

対象者	0歳から高校生年代(年度末の年齢が18歳)までの児童を養育している方
支給額	【3歳未満】 第1・2子 月額15,000円 第3子以降 月額30,000円 【3歳以上高校生年代】 第1・2子 月額10,000円 第3子以降 月額30,000円 ※「第3子以降」の数え方に、大学生年代(年度末の年齢が22歳まで)の子が含まれます。 ※「第3子以降」とは、大学生年代(年度末の年齢が22歳まで)の子を含めて、3番目以降の子を指します。

4 チャイルドシート購入費補助事業

チャイルドシートの着用を促進し、乗車中の乳幼児の安全を守るため、チャイルドシート購入費用の一部を助成します。

担当課 住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

対象者	町内に住所を有し、6歳未満の乳幼児と同居し同一生計である保護者
助成額等	購入費用の2分の1の額(上限額1万円) ※100円未満切り捨て 対象乳幼児1人にチャイルドシート1台限り

5 ブックスタート事業

絵本を通した親子の心のふれあいの機会を作るため、月齢健診時に絵本を贈呈します。

担当課 教育委員会 生涯学習課 歴史文化財班
☎0187(84)4040

対象者	7カ月児・10カ月児とその保護者
内容	7カ月児・10カ月児健診の際に、絵本をお渡しします。

6 産後ケア事業

産後のお母さんと赤ちゃんのケアを支援するため、通所型(デイサービス)の「産後ケア事業」を行います。

担当課 こども子育て課 子育て応援班
☎0187(84)4904

対象者	町に住所を有し、育児支援を必要とするお母さんと赤ちゃんで以下の条件に該当する方 ・産後7カ月未満のお母さんと赤ちゃん ・お母さん赤ちゃんともに医療的な治療の必要がない方
支給額等	【利用期間】通算5回 【利用料】1回3,000円 ・通算5回までは1回につき2,500円助成 ・食事代は別途(自己負担) ・住民税非課税世帯 無料 【実施施設】利用時にお問い合わせください。

7 在宅子育て支援給付金事業

在宅で育児している保護者の方に給付金を支給します。

担当課 こども子育て課 こども家庭支援班
☎0187(84)4904

対象者	町に住所を有し、生後約2カ月から就学前のこどもを在宅で育児している保護者 (認定こども園等に入園している場合を除く)
支援額等	こども1人当たり月額 5,000円

8 地域子育て支援拠点事業

在宅で育児されている方に集いの場を提供し、子育て相談等に応じます。

担当課 こども子育て課 子育て応援班
☎0187(84)4904

対象者	未就園児とその家族
内容	【開催時間】午前9時30分～午後4時30分 【場所】4～7月 六郷わくわく園(月曜日～金曜日) 8～3月 子ども子育て支援拠点施設 (水曜日～金曜日) 【定員】特になし ※詳しくは毎月の広報美郷でご確認ください。

9 一時保育事業

町内認定こども園内で、一時的に保育が必要な乳幼児の保育を行います(利用は月曜日から土曜日の午前8時30分から午後4時30分までです)。

※給食が必要な場合は、利用料のほかに給食費が掛かります。

担当課 利用を希望する認定こども園へお問い合わせください。電話番号は裏表紙を参照。

対象者	生後約2カ月から就学前の乳幼児
利用料	・3歳未満児 半日(4時間以内) 750円 1日 1,500円 ・3歳以上児 半日(4時間以内) 400円 1日 800円 ※町外に居住する乳幼児が利用する場合は、上記の2倍の利用料金になります。 ・給食費 1食 245円

10 乳児等通園支援事業

認定こども園等で、保護者の方の就労要件などを問わず、未就園児へ月10時間以内での利用の場を提供します。

担当課 こども子育て課 こども家庭支援班
☎0187(84)4904

対象者	生後6カ月～満3歳未満の未就園児
利用料等	【利用可能時間】こども一人につき月10時間まで 【利用料金】こども一人1時間あたり300円 (1時間以降は、30分ごとに150円) 【場所】各こども園

11 すこやか子育て支援事業

子育て家庭の経済的な負担の軽減のため、認定こども園、幼稚園、保育所などの利用料と給食費を助成します。

担当課 こども子育て課 こども家庭支援班
☎0187(84)4904

対象者	就園児の保護者
助成額等	【利用料】全額助成 【給食費】全額助成 ※町外の園を利用の場合は、上限額があります。

12 延長保育事業

仕事の事情などで通常の利用時間内に迎えに来ることができない場合、午後7時まで延長して保育を行います。

担当課 利用を希望する認定こども園へお問い合わせください。電話番号は裏表紙を参照。

対象者	町内認定こども園保育部分利用児
利用料	30分ごとに50円

13 病児・病後児保育利用料助成事業

子育てと就労の両立を支援するため、病児・病後児保育施設利用料の一部を助成します。

担当課 子育て課 子育て家庭支援班
☎0187(84)4904

対象者	病児・病後児保育施設を利用した認定こども園児・幼稚園児・保育園児の保護者
助成額等	病児・病後児保育施設利用料支払額の2分の1の額 ※10円未満切り捨て

14 子育てファミリー支援事業

第3子以降のこどもが生まれた世帯が子育てサービス事業などを利用した場合、その費用の一部を助成します。

担当課 子育て課 子育て応援班
☎0187(84)4904

対象者	就学前のこどもを含む3人以上のこどもを養育している世帯
助成額等	次の事業などを利用または購入する費用のうち、就学前のこどもに係る費用 ・子育て短期支援事業 ・一時預かり事業 ・予防接種および知育玩具購入等 (1世帯当たり上限額1万5,000円)

15 小中学校入学祝金事業

入学時における保護者の経済的負担減と子育てへの支援として、入学祝金を支給します。

担当課 教育委員会 教育推進課 教育総務・指導班
☎0187(84)4914

対象者	町に住所を有している児童生徒の保護者
支給額	【小学校1年生】 1人につき3万円 【中学校1年生】 1人につき3万円

16 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

仕事などで恒常的に家庭に保護者が不在の児童に対し、放課後の生活の場を提供します。

担当課 教育委員会 教育推進課 教育総務・指導班
☎0187(84)4914

対象者	町内の小学校に通う児童
利用料	月額4,000円 (複数人利用世帯は2人目以降月額3,000円) ※以下の世帯は、軽減措置があります。 ・生活保護世帯 月額 無料 ・ひとり親世帯 月額 2,000円

17 美郷の子ども会夢応援事業

企画・立案からこどもたちが中心となって活動を行う子ども会事業に対し、活動費の一部を助成します。

担当課 子育て課 子育て家庭支援班
☎0187(84)4904

対象者	子ども会
助成額等	対象経費の2分の1の額(上限額3万円) ※1,000円未満切り捨て

18 児童相談事業

こども家庭センターでは、本人、家族、地域からのこどもに関する悩みや相談等に応じます。また、美郷町要保護児童対策地域協議会において、各関係機関と情報交換を行い、個々のケースに対応します。

担当課 子育て課 子育て家庭支援班
☎0187(84)4904

対象者	18歳までの児童
利用料	無料

19 子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事などで、一時的にこどもの養育ができない場合に、こどもを短期的にお預かりします。

担当課 子育て課 子育て家庭支援班
☎0187(84)4904

対象者	18歳までの児童を養育している方
内容	【利用期間】 1回の申請につき7日(6泊7日)以内 【利用料】 1日当たり ・生活保護世帯およびひとり親家庭で 住民税非課税世帯 無料 ・住民税非課税世帯およびひとり親家庭で 住民税課税世帯 1,100円 ・住民税課税世帯 2歳未満児 5,400円 2歳以上児 2,800円 【実施施設】 利用時にお問い合わせください。

20 ひとり親家庭住宅整備資金貸付事業

自力で住宅の整備を行うことが困難なひとり親家庭に対し、住宅整備費用を貸付します。

担当課 とも子育て課 とも家庭支援班
☎0187(84)4904

対象者 ひとり親家庭の方
(18歳までの児童を扶養している方)

貸与額 1戸当たり上限額 150万円
※事前に申請が必要です。

教育に関すること

21 就学援助事業

経済的な理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者に、教育に係る経費の一部を援助します。

担当課 教育委員会 教育推進課 教育総務・指導班
☎0187(84)4914

対象者 経済的理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者

助成額等

- ・学用品費 小学校11,630円、中学校22,730円
- ・通学用品費(新1年生を除く)小学校・中学校2,270円
- ・新入学児童生徒学用品費(新1年生のみ)
小学校64,300円、中学校81,000円
- ・校外活動費 交通費、見学料の一部
- ・体育実技用品費
小学校26,500円(スキー用具上限額)
中学校7,650円(柔道着上限額)
- ・修学旅行費 保護者均一負担分
- ・卒業アルバム代 小学校11,000円以内
中学校10,000円以内
- ・医療費 う歯、トラコーマ、中耳炎等
(学校保健安全法に定める疾病に係る医療費)
- ・学校給食費 実額
- ・児童・生徒会費 実額
- ・オンライン学習通信費
小学校・中学校15,000円以内

22 特別支援教育就学奨励事業

特別支援学級等に就学し、支給要件を満たす児童生徒の保護者を対象に教育に係る経費の一部を支給します。



担当課 教育委員会 教育推進課 教育総務・指導班
☎0187(84)4914

対象者 特別支援学級等に就学し、支給要件を満たす児童生徒の保護者

助成額等

次の経費について、実費の1/2を補助(一部上限額あり)

- ・学校給食費
- ・学用品・通学用品費
小学校5,820円(上限額)
中学校11,370円(上限額)
- ・新入学児童生徒学用品・通学用品費
小学校28,530円(上限額)
中学校31,500円(上限額)
- ・体育実技用具費
小学校13,255円(スキー用具上限額)
中学校3,825円(柔道着上限額)
- ・拡大教材費
小学校・中学校1冊当たり5,250円(上限額)
- ・修学旅行費
小学校10,790円(上限額)
中学校28,860円(上限額)
- ・校外活動等参加費
宿泊を伴わないもの
小学校800円(上限額)、中学校1,155円(上限額)
宿泊を伴うもの
小学校1,845円(上限額)、中学校3,105円(上限額)
- ・オンライン学習通信費
小学校・中学校7,000円(上限額)

23 学校給食費の無償化

小・中学校の学校給食を無償化します。

担当課 教育委員会 教育推進課 教育総務・指導班
☎0187(84)4914

対象者 小・中学生の保護者

内容 小・中学校に通う児童生徒の給食費を無償化し、子育て世帯の経済的負担を軽減します。

24 奨学金貸付事業

経済的な理由で修学が困難な方に、学資金を貸付します。

担当課 教育委員会 教育推進課 教育総務・指導班
☎0187(84)4914

対象者 美郷町民の保護者のこどもで高等学校、高等専門学校、専修学校(修学年限2年以上の専門課程に限る)、短大、大学に在学中の学生

貸与額 ・高等学校 月額1万5,000円
・高専、専修学校、短大、大学 月額4万円以内(1万円単位)

25 奨学金返還助成事業

高校や大学等を卒業し、地元で就労しながら奨学金を返還している方(予定者を含む)に対し、その返還額に応じて助成します。

※当該年度に認定申請をする方については、当該年度に返還助成対象者の認定を行い、認定を受けた方に対して、翌年度以降に助成を開始します。

担当課 教育委員会 教育推進課 教育総務・指導班
☎0187(84)4914

対象者 美郷町に居住しながら奨学金を返還(予定者を含む)している方

内容 【対象要件】次のいずれかに該当する方(ただし、転居を伴う転勤者や公務員等は除く)
・当該年度の初日(以下「基準日」)の2年前の日以降に高校・大学等を卒業または退学し、基準日の1年前の日以降に就職した方
・基準日前に高校・大学等を卒業または退学し、かつ美郷町内に転入時点で通算1年以上美郷町外に居住実績(大学等での就学期間を除く)を有する方
・県内就職前に秋田県のAターン希望登録を行った方は、基準日の1年前の日以降に美郷町内に転入し、県内就職した方
【助成対象奨学金】・日本学生支援機構奨学金
・秋田県育英会奨学金
・美郷町奨学金 等
【助成限度額】年額6万4,000円(最大5年)

26 生涯学習団体バス利用助成事業

生涯学習団体がバスを借り上げて研修会等を実施する場合、バス借上料の一部を助成します。

担当課 教育委員会 生涯学習課 社会教育・スポーツ班
☎0187(84)4915

対象者 町内の生涯学習活動の団体

助成額等 バス借上料の2分の1の額(上限額3万円)

27 スポーツ団体バス利用助成事業

スポーツ団体がバスを借り上げて各種大会等に参加する場合、バス借上料の一部を助成します。

担当課 教育委員会 生涯学習課 社会教育・スポーツ班
☎0187(84)4915

対象者 美郷町スポーツ協会加盟団体および美郷町スポーツ少年団単位団

助成額等 バス借上料の2分の1の額(上限額3万円)

28 スポーツ少年団等選手派遣事業

少年スポーツ活動の支援のため、スポーツ少年団等の大会出場に係る選手派遣費の助成を行います。

担当課 教育委員会 生涯学習課 社会教育・スポーツ班
☎0187(84)4915

対象者 予選を勝ち抜き、県大会以上に出場するスポーツ少年団等

助成額等 ・交通費 実額
・宿泊費 実額(規定あり)
・大会参加料 実額
・帯同審判料 上限額:1大会1万円

29 合宿応援事業

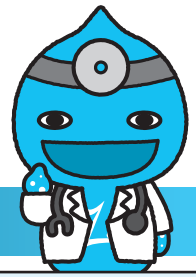
町内宿泊施設を利用して合宿等を行う、スポーツ・文化団体に対して助成します。

担当課 教育委員会 生涯学習課 社会教育・スポーツ班
☎0187(84)4915

対象者 町内宿泊施設を利用して合宿を行う5人以上の団体

助成額等 【対象施設】千畑温泉サン・アール、六郷温泉あつたか山、宿泊交流館ワクアス
【助成額等】1人1泊につき1,000円
1団体当たり上限額30万円

福祉、保健・医療に関すること



福祉に関すること

30 シニア元氣いきいき支援事業

高齢者が元気でいきいきとした生活を送るため、はり・きゅう・マッサージ施術費、温泉施設利用料、室内温水プール利用料、バス・一般タクシー運賃を助成します。

担当課 福祉保健課 地域包括支援班
☎0187(84)4907

対象者 満65歳以上の方

助成額等 はり・きゅう・マッサージ施術費、温泉施設利用料、室内温水プール利用料、バス・一般タクシー運賃（普通自動車運転免許のない方が対象）
1人につき 合計1万5,000円相当の助成券を交付

31 軽度生活支援事業

高齢者のみの世帯等で心身の障がい、傷病等の理由により軽度の生活助成が必要な方に、除雪や草むしりなどの生活援助費用を助成します。

担当課 福祉保健課 地域包括支援班
☎0187(84)4907

対象者 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯で軽度の生活援助が必要な非課税世帯の方

助成額等 家の玄関前の除雪や家の周りの手入れ等を行う場合、利用単価の9割を助成
※利用単価の1割を自己負担
【助成回数】 30分単位で年間40時間まで

32 雪下ろし等支援事業

高齢者のみの世帯等で、高齢、障がい、心身上の理由により自力で雪下ろしを行うことが困難な方に雪下ろしに掛かる費用の一部を助成します。

担当課 福祉保健課 地域包括支援班
☎0187(84)4907

対象者 70歳以上の高齢者のみの世帯等で、近親者の援助を受けることができず、自力での雪下ろしが困難な非課税世帯かつ同居家族以外の方の扶養となっていない方

助成額等 【雪下ろし分】 作業料金の2分の1以内の額（1回当たり上限額1万5,000円）
【排雪車利用分】 排雪車利用料金の2分の1以内の額（1回当たり上限額1万円）
※いずれも年間2回まで

33 配食サービス・見守り事業

調理が困難な高齢者の居宅訪問を行い、栄養バランスのとれた食事を提供し、併せて安否の確認を行います。

担当課 福祉保健課 地域包括支援班
☎0187(84)4907

対象者 65歳以上の高齢者世帯および心身の障がい、傷病等で調理困難な方

訪問回数 週1回または2回

利用料 【評価点数10点未満の方】 1回 400円
【評価点数10点以上の方】
・町民税非課税世帯の方 1回 300円
・町民税課税世帯の方 1回 400円

34 生きがいデイサービス事業

介護認定等を受けていない高齢者を対象に、閉じこもり防止のため、週1回、通所による生きがい活動・入浴・送迎等のサービスを提供します。

担当課 福祉保健課 地域包括支援班
☎0187(84)4907

対象者 介護保険制度における要介護・要支援・事業対象者の認定を受けていないおおむね65歳以上の方等

利用時間 午前10時～午後3時

利用料 1回500円(食費別途)

35 ふれあい安心電話事業

専用の警報装置等を設置し、緊急時の対応や相談、安否確認を24時間体制で行います。

担当課 福祉保健課 地域包括支援班
☎0187(84)4907

対象者 おおむね65歳以上の一人暮らしの方や高齢者世帯、身体障がい者のみの世帯

利用料 無料 ※通話料は、自己負担です。

36 介護者支援事業

在宅で寝たきりの方などを常時介護している方に介護者手当を支給します。

担当課 福祉保健課 地域包括支援班
☎0187(84)4907

対象者 要介護4・5または身体障害者等級1種1級で特別障害者手当、特別児童扶養手当または福祉手当を受給していない方を介護している方

支給額 月額1万円

37 介護用品給付事業

在宅で寝たきりの方などを介護している家族等に紙おむつ・尿とりパットを支給します。

担当課 福祉保健課 地域包括支援班
☎0187(84)4907

対象者	要介護4・5の方または特別障害・障害児福祉手当を受給している方を介護している方等
内容	対象者に紙おむつ・尿とりパットの現物を年6回支給 ※予算の範囲内(上限あり)

38 長寿祝い金事業

長寿をお祝いし、お祝い金を支給します。

担当課 福祉保健課 地域包括支援班
☎0187(84)4907

対象者	・満88歳の方 ・満100歳の方 ※美郷町に10年以上居住している方
支給額	【満88歳の方】 2万円 【満100歳の方】 10万円

39 老人クラブ補助事業

老人クラブ活動の活発化を助長し、自立促進を図るため、老人クラブと老人クラブ連合会の活動費の一部を助成します。

担当課 福祉保健課 地域包括支援班
☎0187(84)4907

対象者	・老人クラブ連合会 ・単位老人クラブ
助成額等	【老人クラブ連合会】 均等割および会員数割により補助金を交付 【単位老人クラブ】 均等割および会員数割により補助金を交付

40 高齢者住宅整備資金貸付事業

高齢者の専用居室等を増改築または改造する場合に、貸し付けを行います。

担当課 福祉保健課 地域包括支援班
☎0187(84)4907

対象者	60歳以上の方と同居する方
貸与額	1戸当たり上限額 200万円 ※事前に申請が必要です。

41 障害者住宅整備資金貸付事業

障がいのある方向けに居室等を増改築または改造する場合に、自力で住宅の整備を行うことが困難な方に貸し付けを行います。

担当課 福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

対象者	身体障害者手帳1級から4級の方、 または療育手帳Aの方(同居する親族も可)
貸与額	1戸当たり上限額 200万円 ※事前に申請が必要です。

42 地域生活支援事業

障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、日中一時支援、移動支援、訪問入浴などを行います。

担当課 福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

対象者	該当する障がいのある方
利用料・助成割合	【相談支援、手話通訳者等の派遣】 無料 【日常生活用具の給付、日中一時支援、移動支援、訪問入浴】 ※利用料金の1割を自己負担 (町民税非課税世帯の場合、自己負担なし) ※相談支援以外は事前に申請が必要です。

43 更生医療・補装具費給付事業

障がいを軽くしたり、回復させるために必要な医療の給付を行います。また、障がいのある部分を補って日常生活や働くことを容易にする用具の給付(修理)を行います。

担当課 福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

対象者	該当する障がいのある方(更生医療は18歳以上の方)
助成額等	更生医療費・補装具費の9割を助成 ※費用の1割を自己負担 (補装具費は、町民税非課税世帯の場合、自己負担なし) ※事前に申請が必要です。

44 育成医療費給付事業

障がいを軽くしたり、回復させるために必要な医療の給付を行います。

担当課 福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

対象者 該当する障がいのある方(18歳未満の方)

助成額等 育成医療費の9割を助成
※費用の1割を自己負担
※事前に申請が必要です。

45 障害者手帳所持者割引事業

障害者手帳を所持している方に対し、スポーツや文化芸術を通じた、健康保持や社会参加の促進を図るため、一部の公共施設の割引を実施します。

担当課 割引について
商工観光交流課 商工観光交流班 ☎0187(84)4909
生涯学習課 歴史文化財班 ☎0187(84)4040
社会教育・スポーツ班 ☎0187(84)4915
障害者手帳について
福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

対象者 障害者手帳所持者とその介護者

助成額等 【対象施設】
・町内温泉施設(大人)
・学友館(展示館入館料)
・歴史民俗資料館(観覧料)
・坂本東嶽邸(観覧料)
・プールパークみさと(大人)
・サン・スポーツランド千畑プール(大人・小人)
割引額 100円(他の割引との併用はできません)
※割引の適用には、障害者手帳または障害者手帳アプリ「ミライID」の提示が必要です。

46 自動車の運転免許取得費・改造費助成事業

障がいのある方の自立した日常生活と社会参加促進のため、自動車運転免許の取得費用や自動車の改造費用を助成します。

担当課 福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

対象者 【免許取得費用】
身体障害者手帳1級から4級(肢体または聴覚)、または療育手帳をお持ちの方
【自動車改造費用】
身体障害者手帳1級から3級(上肢、下肢または体幹)をお持ちの方

助成額等 【免許取得費用】 上限額 10万円
※免許証交付後6カ月以内に申請が必要です。
【自動車改造費用】 上限額 10万円
※改造前に申請が必要です。

47 透析通院者支援事業

透析通院者の負担を軽減するため、通院交通費等を助成します。

担当課 福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

対象者 身体障害者手帳(腎臓)をお持ちの方で人工透析(血液透析)を受けている方

助成額等 通院1回につき450円

48 福祉医療費扶助事業(障がい者)

障がいのある方の負担軽減のため、医療費の自己負担額を助成します。

担当課 福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

対象者 ・身体障害者手帳1級から3級、または療育手帳Aをお持ちの方
・身体障害者手帳4級から6級をお持ちの65歳以上の方で社会保険本人以外の方
・精神障害者保健福祉手帳1級と自立支援医療受給者証(精神通院)の両方をお持ちの方
※世帯の所得により対象外となる場合があります。

助成額等 自己負担額の全額

49 軽度・中等度難聴者補聴器購入助成事業

聴覚障害による障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴の方に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。

担当課 福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

対象者 ①美郷町在住の18歳以上の方
②両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満で、障害者手帳の交付対象とならない方
③医師に補聴器の装用が特に必要と認められた方
④補聴器助成に係る町助成金の交付を5年間受けていない方等
※町税及び公金の滞納がない方

助成額等 補聴器購入費用の2分の1の額(上限額5万円)

50 生活困窮者等自立相談支援事業

生活のこと、仕事のこと、家族のことなどにお困りの方の相談を生活困窮者等自立相談支援員がお聞きし、解決に向けた提案や解決までのお手伝いをします。

担当課 福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

対象者 美郷町民

助成額等 無料

保健・医療に関すること

51 人間ドック等助成事業

病気の早期発見と健康管理を図るため、人間ドック等受診費用の一部を助成します。町では、人間ドックを特定健康診査に相当する健診とみなしています。

担当課 福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

対象者 国民健康保険被保険者で満40歳以上の方、または後期高齢者医療被保険者の方

助成額等
【日帰りドック】
・一般の方 2万円
・還暦の方 3万円
【宿泊ドック】 3万円
【脳ドック】 2万円

52 後期高齢者医療歯科健康診査事業

後期高齢者の口腔機能の維持を図り、肺炎等の疾病を予防するため、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックする歯科健康診査費用を助成します。

担当課 福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

対象者 後期高齢者医療被保険者で満75歳以上の方

助成等 受診券を配布します。医療機関窓口での自己負担はありません。

53 低所得の妊婦に対する 初回産科受診料支援事業

低所得の妊婦の経済的負担の軽減を目的に、初回の産科受診料を助成します。

担当課 福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900

対象者 住民税非課税世帯または同等の所得水準である妊婦

助成額等 1件当たり5,000円を上限に、初回産科受診料を助成します。利用できるのは1人当たり年2回以内です。

54 妊婦等遠方分娩取扱施設等交通費等支援事業

遠方の分娩取扱施設で出産する必要のある妊婦等が、適切な医療や保健サービスを受けられる環境で、安全・安心に妊娠・出産等ができるように、分娩取扱施設等までの移動にかかる交通費等の経済的支援を行う。

担当課 こども子育て課 子育て応援班 ☎0187(84)4904

対象者 自宅(里帰り先も含む)から最も近い分娩取扱施設等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦等
・美郷町に住民登録していること
・母子健康手帳の交付を受けていること

助成等 分娩取扱施設または周産期母子医療センター等までの移動に要した交通費(往復分)等について補助します。
①自家用車利用の場合
移動距離数(キロメートル)×37円×0.8
②タクシー利用の場合
実費額×0.8
③公共交通機関利用の場合
運賃×0.8
※①②で高速道路等を使用した場合
利用料×0.8+①または②

55 妊産婦健診助成事業・新生児聴覚検査・ 妊婦歯科健診助成事業

妊産婦・新生児の健康管理および経済的負担の軽減のため、健康診査に必要な費用を助成します。

担当課 福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900

対象者 母子手帳の交付を受け、町内に住民票を有している妊産婦・新生児

内容 妊婦健診17回・妊婦歯科健診1回・産後健診1回・母乳育児相談3回・新生児聴覚検査1回・生後1カ月健診1回
※母子手帳交付時に医療機関に提示する受診票をお渡しします。この受診票の検査分は無料です。(上限を超えた場合は自己負担があります)

56 未熟児養育医療給付事業

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とされるお子さんに対して、その治療に必要な医療費と食事代などを給付します。

担当課 福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900

対象者	美郷町に住所を有する1歳未満の乳児で、医師により入院養育が必要と認められた者
内容	・給付決定者には「養育医療券」を交付 ・世帯の所得に応じて、入院養育にかかった費用の一部もしくは全額を助成(一部自己負担となった分は、町の福祉医療費支給(マル福)を充てますので、自己負担は発生しません) ※リネン代やオムツ代は給付の対象外です。

57 不妊治療・不育症治療費助成事業

一般不妊治療・特定不妊治療・不育症治療を受けた夫婦の経済的負担の軽減のため、治療および検査に要した費用の一部を助成します。

担当課 福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900

対象者	一般不妊治療、特定不妊治療(体外受精、顕微授精・男性不妊治療)、不育症治療を受けた夫婦
助成額等	【一般不妊治療】治療1回につき9万円以内 【特定不妊治療】治療1回につき3万円以内 ※秋田県特定不妊治療費助成事業の助成限度額を超えた自己負担分を助成 【不育症治療】治療1回につき15万円以内

58 おたふくかぜ予防接種事業

こどものおたふくかぜの予防と保護者の経済的な負担を軽減するため、おたふくかぜワクチンの予防接種費用の一部を助成します。

担当課 福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900

対象者	初回 1歳から2歳未満児 追加 年長児(5歳から7歳未満児) ※おたふくかぜ予防接種を2回受けている児童、おたふくかぜにかかったことがある児童は対象外です。
助成額等	3,000円 ※予診票は福祉保健課で発行します。協力医療機関に予診票を提示することで自己負担額から助成額が差し引かれて請求されます。

59 インフルエンザ予防接種事業

季節性インフルエンザのまん延を防止するため、予防接種費用の一部を助成します。

担当課 福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900

対象者	①高校生に相当する年齢以下の方(生後6カ月以上) ②妊婦 ③60歳以上65歳未満で、心・肺・腎機能または免疫機能に障害(身体障害者手帳1級程度)がある方 ④65歳以上の方
助成額等	2,000円 ※予診票は協力医療機関および福祉保健課・各出張所窓口にあります。接種後は自己負担額から助成額が差し引かれて請求されます。 ※フルミスト(鼻から接種するワクチン)も対象です。

60 新型コロナウイルス予防接種事業

新型コロナウイルスのまん延を防止するため、予防接種の費用の一部を助成します。

担当課 福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900

対象者	①65歳以上の方 ②60歳以上65歳未満で心・肺・腎機能または免疫機能に障害(身体障害者手帳1級程度)のある方
助成額等	7,800円 ※予診票は協力医療機関および福祉保健課・各出張所窓口にあります。接種後は自己負担額から助成額が差し引かれて請求されます。

61 成人予防接種事業(風しん)

風しんの感染拡大の防止と、先天性風しん症候群が発症することを予防するため、その接種費用を助成します。

担当課 福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900

対象者	①妊娠を希望する女性(満19歳から49歳未満) ②免疫が十分でない妊婦のパートナーと同居家族 ※風しんにかかったことのある方、風しんの予防接種を2回以上受けたことのある方、妊娠中の方は対象外です。
助成額等	予防接種に係る費用全額(1回) ※接種前に手続きが必要です。

62 成人予防接種事業(成人用肺炎球菌)

肺炎球菌による肺炎などを予防する目的で、接種費用を助成します。
定期接種(積極的に勧奨する年齢)の方には、予診票を郵送します。

担当課 福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900

対象者	①令和8年度中に65歳となる方 ②60歳以上65歳未満の心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に障がいのある身体障害者手帳1級程度の方 ※①・②とも過去に高齢者肺炎球菌の予防接種を受けたことのある方は除く。
助成額等	4,000円 ※協力医療機関に予診票を提示することで、自己負担額から助成額が差し引かれます。

63 带状疱疹予防接種事業

带状疱疹の発症を予防することを目的に、带状疱疹ワクチンの予防接種費用の一部を助成します。

担当課 福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900

対象者	①65、70、75、80、85、90、95、100歳の方 ②60歳以上65歳未満でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害があり、日常生活がほとんど不可能な方
助成額等	次のいずれか一方のワクチン接種に対しての助成となり、生涯において1回のみとなります。 不活化ワクチン(2回接種) 1回につき1万円 生ワクチン(1回接種) 5,000円 ※予診票は福祉保健課で発行します。協力医療機関に予診票を提示することで自己負担額から助成額が差し引かれて請求されます。

64 がん患者補正具購入費助成事業

がん治療を行っている方に対し、補正具(医療用かつら・乳房)の購入に要する費用の全部または一部を助成することにより、精神的・経済的負担の軽減や早期の社会復帰を促すことを目的に補助金を交付します。

担当課 福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900

対象者	町内に住所を有し、がんと診断され治療を受けた方または現に受けている方
助成額等	【医療用かつら(ウィッグ)】 1人につき1回限り、上限額3万5,000円 【乳房補正具】 1人につき1回限り、上限額2万円

65 高額医療費貸付事業

高額な医療費の支払いの負担を軽減するため、高額療養費支給の対象となるとき(1カ月の自己負担額が一定の限度額を超えたとき)、高額療養費の支給を受けるまでの間、資金を貸付けます。

※町から医療機関(病院など)へ支払います。

担当課 福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

対象者	国民健康保険被保険者
貸与額	高額療養費として支給される額の9割

各種制度案内
保健・医療

各種制度案内
農林業

農林業、商工業に関すること



農林業に関すること

66 営農継続支援事業

営農を維持・継続する農業者等に対し、機械・施設等の購入経費の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	・認定農業者および認定就農者 ・認定農業者以外の農業者で65歳以下の方
助成額等	【認定農業者等】機械等購入費(税抜)の6分の1以内の額(上限額50万円) 【認定農業者以外】機械等購入費(税抜)の2分の1以内の額(上限額50万円) ※7年間の営農継続が条件 ※中古機械等も可 ※アタッチメントをはじめとする付属品のみは対象外 ※税抜事業費の下限額は10万円

67 スマート農業導入支援事業

規模拡大を図る農業者を支援するため、スマート農機の導入およびRTK基地局の利用に係る費用の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	認定農業者、認定就農者および集落営農組織
助成額等	【①スマート農機導入分】 機械等購入費(税抜額)の3分の1以内の額(上限額100万円) 【②自動操舵システム取付分】 機械等購入費(税抜額)の2分の1以内の額(上限額50万円) 【③RTK基地局利用料分】 ライセンス利用料(税抜額)の2分の1以内の額(利用開始後1年間) ※①・③または②・③のいずれかに取り組むこと。 ※秋田県仙北平野土地改良区が管理運営するRTK基地局を利用すること。 ※事業実施の翌々年度までに作業面積が1割以上拡大する計画であること。

68 生産力強化支援事業

認定農業者等の農業経営の複合化や規模拡大等に必要な機械・施設等の購入経費の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	土地利用型作物・園芸作物等の規模拡大等をする認定農業者、認定就農者等
助成額等	機械等の購入費(税抜額)の2分の1以内の額

69 農業用無人航空機操縦者育成事業

病害虫防除のために農業用無人航空機のおペレーター技能を取得した方に補助金を交付します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	無人航空機を保有または導入が見込まれる町内の担い手(認定農業者、認定就農者および集落営農組織)で、町民の方 ※ことしの1月から12月までに教習を受けた方
助成額等	オペレーター技能を新たに取得するために要した受講料(税抜額)の3分の1以内の額 ※対象者1人当たりの限度額は10万円

70 作物転換総合支援事業

美郷推進作物および美郷ブランド作物を作付拡大または新規作付する農業者等に、拡大面積の助成に加え、種苗、機械等、園芸用ハウスの購入費の一部を助成します。

・美郷推進作物
アスパラガス、エダマメ、キュウリ、トマト、ネギ、スイカ、キャベツ、ホウレンソウ、シイタケ、花き(美郷雪華を除く)、ニラ、メロン、サツマイモ
・美郷ブランド作物
美郷雪華、レンコン、セリ

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	交付対象水田に美郷推進作物および美郷ブランド作物を前年度より作付拡大または新規作付する農業者・集落営農組織(作物に応じて拡大面積の要件あり)
助成額等	【拡大面積助成】2年間交付 露地4万円/10a、施設8万円/10a ※初年度は、拡大面積が30a以上の場合、産地交付金県推進枠1の10a当たり単価との調整があります。 【種苗助成】 美郷推進作物 補助率2分の1以内(上限額10万円) ※園芸メガ団地は上限額50万円 美郷ブランド作物 補助率2分の1以内(上限額30万円) 【機械等助成】補助率2分の1以内(上限額50万円) 【園芸用ハウス助成】補助率2分の1以内(上限額50万円)

71 6次産業化支援事業

町内農産物の加工・販売等の6次産業化の取り組みに対し、経費の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	町内農産物の加工・販売などの6次産業化に取り組む農業者等
助成額等	・首都圏等での展示販売・商談会等に係る経費 税抜事業費の3分の2以内の額(上限額15万円) ・町内農産物の加工機器および新商品開発等に係る経費 税抜事業費の2分の1以内の額(上限額50万円) ・農商工連携による農産物生産支援の経費 税抜事業費の2分の1以内の額(上限額25万円)

72 6次産業化施設整備支援事業

地域資源を活用した6次産業化ビジネスを推進するため、付加価値が高く、高品質な6次産業化商品の加工等に必要な機械等の購入費や施設整備費の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	・認定農業者 ・認定就農者 ・女性農業者 ・農業者が組織する団体 ・JA等
助成額等	機械等の購入費(税抜額)の2分の1以内の額

73 サキホコレ作付応援事業

サキホコレを作付けする農業者に生産者負担金の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	サキホコレを作付けし、出荷した農業者
助成額等	【特別栽培米】堆肥「美郷の大地」施用 生産者負担金の3分の1以内の額 【上記以外】生産者負担金の6分の1以内の額

74 循環型農業土づくり応援事業

堆肥(美郷の大地)を購入し、出荷・販売を目的とした特別栽培米、美郷推進作物、美郷ブランド作物、大豆および生薬を栽培するために施用した農業者等に対し、堆肥(美郷の大地)の購入費の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	1月から12月に堆肥(美郷の大地)を購入し、出荷・販売を目的とした特別栽培米、美郷推進作物、美郷ブランド作物、大豆および生薬を栽培するために水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に施用した農業者等
助成額等	堆肥(美郷の大地)の購入費(税抜額)の3分の1以内の額(上限単価 5,000円/10a)

75 新規就農者支援事業

町外から転入して町内で新規就農する場合に住居・農地の賃借料の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者 町外から転入して町内で新規就農する認定就農者

助成額等 【住居賃借料】 賃借料の2分の1以内の額
(上限額5万円/月) 交付期間 4年間
【農地賃借料】 賃借料の全額
(上限額15万円/年) 交付期間 4年間

76 新規就農者研修支援事業

新規就農に必要な技術を身に付けるため、研修施設で農業研修する方に対して、研修奨励金を交付します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者 研修施設で農業研修する就農時の年齢が50歳未満の方

助成額等 【奨励金額】 7万5,000円/月
【交付期間】 2年間以内

77 新規就農者育成総合対策事業

認定就農者に対して資金を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者 就農時の年齢が50歳未満の認定就農者

助成額等 【経営確立資金】
13万7,500円/月 交付期間 最長3年間
【機械導入資金】
機械等購入費(税抜額)の4分の3以内の額
補助対象上限額 500万円

78 新規就農者雇用促進支援事業

農業法人が50歳未満の町民を雇用した場合に社会保険料事業主負担分を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者 50歳未満の町民を雇用した農業法人

助成額等 社会保険料の事業主負担分を助成
上限額3万円/月
※ただし、雇用開始後2年間

79 新規就農者経営安定支援事業

新規就農者の種子・肥料・農薬等の購入費を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者 新規就農者育成総合対策事業に該当する新規就農者

助成額等 上限額10万円
※ただし、新規就農後3年間

80 農業法人運営支援事業

設立間もない農業法人の円滑な運営を支援するため、専門家へ依頼した会計事務等の経費の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者 集落等を基礎として設立された農業法人

助成額等 専門家へ依頼した会計事務等の経費(税抜10万円以上)の2分の1以内の額(上限額15万円)
※ただし、設立後会計年度3年分

81 次期代表候補経営継承促進事業

経営継承の計画等している農業法人の円滑な経営継承を支援するため、後継人材確保に向けた雇用環境整備費の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者 集落型農業法人又は20ha以上集積している認定農業法人(1戸1法人を除く)

助成額等 雇用環境整備費(税抜額)の2分の1以内の額
(上限額150万円)

82 農業法人経営継承支援事業

経営継承の計画等している農業法人の円滑な経営継承を支援するため、専門家へ依頼した経営継承等のサポート経費および後継人材確保に向けた雇用環境整備費の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者 集積面積が20ha未満の認定農業法人

助成額等 ・中小企業診断士等に依頼した経営継承サポート等の経費の2分の1以内の額(上限額15万円)
・雇用環境整備費(税抜額)の2分の1以内の額(上限額50万円)

83 農業法人第三者継承支援事業

営農継続が困難な農業法人(継承元)から農地を引き継いで農業を継続する農業法人(継承先)に対し、引き継いだ農地に作付けした面積に応じて補助金を交付します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者 農業法人(継承元)から農地を引き継いで農業を継続する農業法人(継承先)

助成額等 5,000円/10a(引き継いだ町内の農地で作付した面積)
※農業法人(継承元)の受け手がいない町内の農地の全部を引き継ぐこと。また、引き継ぐ農地の面積は5ha以上であること。
※農地を引き継いだ後1年以内に、当該農地に作付けすること。また、原則、引き継いだ農地の全部に作付けすること。

84 薬用植物栽培支援事業

薬用植物を栽培している農業者に対し補助金を交付します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	町が指定する供給元から種苗の提供を受けて薬用植物(カンゾウ・キキョウ・エイジツ等)を栽培している農業者
助成額等	【栽培面積に対する助成】※産地交付金と同額 4万6,000円以内/10a(田以外) 【出荷重量に対する助成】7,000円以内/kg

85 優良牛飼育奨励事業

繁殖用雌牛、肥育用素牛、乳用雌牛を導入した畜産農家に対し、導入費用の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	家畜市場で優良牛(繁殖用雌牛、肥育用素牛、乳用雌牛)を導入した畜産農家
助成額等	・1頭当たりの導入費用の10% (上限額4万円) ※1畜種ごとに1経営体当たり年間上限額20万円 ・繁殖用雌牛の自家保留の場合は、当月市場雌牛平均価格の10% (上限額4万円) 【堆肥センターに家畜排泄物を搬入している場合】 ・1頭当たりの導入費用の12.5% (上限額5万円) ※1畜種ごとに1経営体当たり年間上限額25万円 ・繁殖用雌牛の自家保留の場合は、当月市場雌牛平均価格の12.5% (上限額5万円)

86 優良子牛生産支援事業

育種価の高い受精卵の使用による優良肉用牛の生産を支援するため、移植する受精卵の購入費用の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	畜産農業者等
助成額等	優良黒毛和種の受精卵の購入費(税抜額)の2分の1以内の額(上限額2万円/卵)

87 家畜自衛防疫事業

家畜の疫病予防のため、予防接種費用の一部を助成します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	家畜の予防接種をする畜産農家
助成額等	接種料金の2分の1の額

88 稼ぐ畜産経営体ステップアップ応援事業

複合型生産構造の転換を加速させるため、畜産経営体が行う規模拡大に必要な家畜の導入や機械・施設等の整備を支援します。

担当課 農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

対象者	認定農業者および認定就農者
助成額等	繁殖用雌牛 (外部導入) 3分の1以内 (上限額25万6,100円/頭) (自家保留) 10万4,000円以内(定額) 肥育素牛 1万6,800円/頭(定額) 乳用初妊牛 3分の1以内 (上限額28万6,000円/頭) ※増頭分が対象となります。 畜舎、スマート農業機械、比内地鶏生産拡大、自給飼料生産拡大(機械整備、草地整備改良、稲わら用保管庫)、耕畜連携(堆肥散布用機械、堆肥舎・堆肥保管庫)については、税抜事業費2分の1以内の額。

89 環境保全型農業直接支払事業

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減したうえで、地域温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組んだ農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等に対し交付金を交付します。

担当課 農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

対象者	町が事業計画を認定した農業者団体等
助成額等	【有機農業】そば等雑穀、飼料作物以外 14,000円/10a そば等雑穀、飼料作物 3,000円/10a 【堆肥の施用】 3,600円/10a 【緑肥の施用】 5,000円/10a 【総合防除】そば等雑穀、飼料作物以外 4,000円/10a そば等雑穀、飼料作物 2,000円/10a 【炭の投入】 5,000円/10a

90 多面的機能支払事業

将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の向上を図るため、農業者、地域住民、自治会、関係団体などで構成する活動組織の地域共同活動に交付金を交付します。また、老朽化が進む農業用の用排水路などの長寿命化のための補修等の取り組みに交付金を交付します。

担当課 農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

対象者	町が事業計画を認定した活動組織
助成額等	【農地維持支払】 3,000円/10a 【資源向上支払(共同)】 新規組織 2,400円/10a 継続組織 1,800円/10a ※継続組織:事業に5年以上取り組んだ組織

91 中山間地域等直接支払事業

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生活生産活動等を行う場合に、面積に応じて交付金を交付します。

担当課 農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

対象者 町が事業計画を認定した集落協定等

助成額等
【田】急傾斜(20分の1以上) :21,000円/10a
緩傾斜(100分の1以上) : 8,000円/10a
【畑】急傾斜(15°以上) :11,500円/10a
緩傾斜(8°以上) : 3,500円/10a

92 林業トップランナー養成研修等支援事業

秋田県林業トップランナー養成研修を受講する方に対して補助金を交付します。

担当課 農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

対象者 町内に住所を有し、秋田県林業トップランナー養成研修の受講を許可された方

助成額等 秋田県林業トップランナー養成研修の受講料に相当する額

93 アメリカシロヒトリ等防除支援事業

アメリカシロヒトリ等の共同防除に必要な薬剤購入費に対して補助金を交付します。

担当課 農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

対象者 町内会、自治会、集落等

助成額等 薬剤購入費(税抜額)の3分の2以内の額

94 狩猟免許新規取得支援事業

有害鳥獣の捕獲のために、新たに狩猟免許を取得する方に対して補助金を交付します。

担当課 農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

対象者 町内に住所を有し、美郷町鳥獣被害対策実施隊に加入される方

助成額等 免許取得等に係る経費

95 鳥獣被害防止対策支援事業

農地等における鳥獣による被害を防止するため、侵入防止柵等の設置費用の一部を助成します。

担当課 農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

対象者 町内に住所を有し、かつ町内の農地等に侵入防止柵等を設置しようとする方

助成額等
【出荷作物を生産している農地等に設置する場合】
設置費(税抜額)の2分の1
【自家消費作物を生産している農地等に設置する場合】
設置費(税抜額)の4分の1

96 有害鳥獣誘引樹木伐採事業

人の生活圏への有害鳥獣の出没を抑制するため、有害鳥獣を誘引する樹木の伐採費用の一部を助成します。

担当課 農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

対象者
・町内にクリ・カキなどの有害鳥獣を誘引する樹木(誘引樹木)を所有し、当該樹木の伐採を業者に委託する個人または団体
・誘引樹木を管理し、所有者の同意を得て、当該樹木を業者に委託する個人または団体

助成額等
・伐採費分と処分費分の補助金算定額の合計額
【伐採費分】 伐採費(税抜額)の3分の2
(樹木1本当たり上限額25,000円)
【処分費分】 伐採費(税抜額)の3分の2
(樹木1本当たり上限額25,000円)

商工業に関すること

97 中小企業支援事業

中小企業の経営安定や商工業の振興を図るため、必要な資金をあっせんし、融資に係る利子や保証料を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者
①町内に店舗または工場を有する事業者で、一年以上同一事業を営んでいる方
②町内で新規に事業を営む方
(事業開始または会社設立5年未満の方を含む)

助成額等
【融資限度額】
①制度により1,500万円または1,250万円
②1,000万円
【助成額】・保証料の全額
(一部制度については自己負担あり)
・貸付利率の2分の1の額(2年間)

98

中小企業の仕事と家庭の両立支援応援事業

仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む中小企業を支援します。

担当課

商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者 町内事業者

助成額等

次に該当する1つの制度を、令和8年4月1日以降に新たに導入した中小企業に支援(1事業者1回限り20万円)
①配偶者出産休暇(特別休暇)
②子の看護等休暇(特別休暇)
③短時間正社員制度
④その他の企業独自の育児を目的とした制度として、町長が認めたもの

99

商工業振興奨励金交付事業

町内の企業、団体または個人が事業所を新設もしくは増設して町内居住者を雇用した場合または機械装置を整備した場合、固定資産税相当額の奨励金を交付します。

担当課

商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者

①事業所整備
100万円以上の固定資産を取得し、町内居住者1人以上を正規雇用した事業者
②機械装置整備
150万円以上の固定資産を取得した事業者

助成額等

①固定資産税相当額(3年分)
②固定資産税相当額の2分の1(3年分)
ただし、町内居住常時雇用者が1人以上の場合は固定資産税相当額の3分の2
※令和6年3月31日まで取得した場合は5年分
令和7年3月31日まで取得した場合は4年分

100

誘致企業奨励金交付事業

製造業、旅館業(下宿業除く)、情報サービス業等、農林水産物等販売業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、農業・林業、観光・レジャー産業で、町内に事業所を新設または増設した場合、企業立地や雇用に対して奨励金を交付します。

担当課

商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者

・業種や新增設に応じて投下固定資産額
500万円～5,000万円以上
・常時雇用者が1人～5人以上

助成額等

・固定資産税相当額(5年分)
・町内居住者常時雇用数5人を超える人数に対し1人当たり5万円
※2年間で上限額500万円

101

本社機能移転促進事業

町内への本社機能移転を促進し、町内における産業の活性化および町民の雇用機会の拡大を図ることを目的に、町外から本社機能を移転する企業に対して支援します。

担当課

商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者

本社所在地が町外にある企業および事業者(製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 または観光関連産業の用に供する施設)

助成額等

町内に本社機能移転する事業に要する経費(上限額100万円)

102

企業紹介型企業誘致サポーター事業

美郷町内への企業誘致を促進し、町内における産業の活性化および町民の雇用機会の拡大を図ることを目的に、自ら企業誘致活動に取り組む町内企業および進出企業に対して支援します。

担当課

商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者

①紹介企業(自ら企業誘致活動に取り組む町内に事業所を有する企業および事業者)
②進出企業(美郷町企業誘致条例または美郷町商工業振興奨励金交付要綱に定める基準に該当する、町内に新たに事業所を設置する企業および事業者)

助成額等

①紹介企業が自ら行う誘致活動に要する経費(上限額50万円)
②紹介を受けて進出する企業の事業所設置に要する経費(上限額100万円)

103

中小企業新分野進出支援事業

町内産業の活性化および町民の雇用の確保を図るため、町内企業の新分野への進出を支援します。

担当課

商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者

町内において1年以上の事業実績があり、すでに行っている事業を継続しながら、日本標準産業分野の大分類(製造業は小分類)を超えて新分野に進出する企業

助成額等

設備導入に要する経費の3分の1以内の額(上限額200万円)
※上限額は、町内業者から導入の場合

104 企業人材獲得支援事業

町内企業の人材獲得の促進と雇用環境の活性化を図るため、複数の企業で実施するインターンシップや人材獲得に関連した事業を支援します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	複数企業によるインターンシップ事業を実施する協議会等
助成額等	対象経費の3分の2以内の額(上限額60万円)

105 起業者総合支援事業

新たに起業することを目的として店舗または事務所等の新築・増改築等に要する経費の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	町内で新たに起業する事業者等 (町内に住所を有する方)
助成額等	事務所等の新築、増改築等に要する経費の 2分の1以内の額(上限額200万円) ※上限額は町内業者施工の場合

106 空き店舗等活用家賃支援事業

空き施設の解消を図るとともに、空き施設を活用して出店する事業者に賃貸借料の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	空き施設(「空き家バンク」登録物件)の借上期間が 2年以上となる方
助成額等	【借上期間1～2年目】賃貸借料の2分の1の額 (上限額1カ月当たり5万円) 【借上期間3～4年目】賃貸借料の4分の1の額 (上限額1カ月当たり2万5,000円)

107 空き店舗等活用出店促進事業

空き店舗等の解消および出店を促進し、商工業の振興および地域活性化を図るため、町内での空き店舗等の改修、新增築や駐車場整備を行う事業者に対して、費用の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	空き家バンクの登録物件を活用して出店を行う事業者
助成額等	対象経費の2分の1以内の額(上限額150万円) ※上限額は町内業者施工の場合

108 雇用促進支援事業

雇用環境の維持を図ることを目的として、新たな雇用創出を行った町内事業者の正規雇用者に係る人材育成費用を支援します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	町内事業者
助成額等	次に該当する60歳未満の町民を新たに正社員(雇用期間の定めなし)として、町内事業所で6カ月雇用を継続した場合 ①新卒者(高校、大学等を卒業して3年以内の未就職者) 15万円 ②中途採用者 10万円 ③移住者(10年以上の町外居住者) 10万円 ④起業者総合支援事業、中小企業新分野進出応援事業、商工業振興奨励金、本社機能移転促進事業により雇用された者 10万円

109 雇用機会創出支援事業

企業が人材獲得または雇用機会の創出のために実施するインターンシップの費用の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	町内事業者
助成額等	1人当たり(1企業あたり3名まで) 交通費の2分の1以内の額(上限額3万円) 宿泊費の2分の1以内の額(上限額3万円)

110 職業訓練等支援事業

職業スキル向上による就労支援のため、町が指定する職業訓練団体が行う特別教育および技能検定に係る準備講習会等の受講料を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	美郷町民
助成額等	受講料の全額

111 資格取得サポート事業

就業機会の拡大を図るため、求職者の各種技能や知識向上を図る教育訓練費用、資格取得費用の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者 美郷町民(60歳未満)

助成額等 対象経費の2分の1以内の額
(上限額5万円 年度内1人につき1件まで)
※厚生労働大臣指定教育訓練対象資格に限る。

112 特産品開発事業

特産品の新規開発および販路拡大を図るため、地域資源を活用した新たな特産品となる新商品を開発しようとする町内の事業者等に対し、調査研究等に要する経費の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者 町内事業者等

助成額等 対象経費の3分の2以内の額
(上限額30万円)

113 パッケージデザイン等支援事業

美郷町産品のイメージアップと商品のブラッシュアップを図るため、新たな特産品パッケージデザインを企画・制作する経費または美郷雪華を活用した商品や美郷ブランド認定商品の商品宣伝資材等に要する経費の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者 町内事業者等

助成額等 対象経費の3分の2以内の額
(上限額20万円)

114 ビジネスマッチング支援事業

販路拡大と地域産業の振興を図るため、町内事業者等が販路開拓を目的とした展示会または見本市などへの参加経費の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者 町内事業者等

助成額等 対象経費の2分の1以内の額(上限額10万円)
※美郷ブランド認定商品は上限額20万円

115 海外ビジネス推進事業

海外ビジネスを推進するとともに、来町意欲を喚起するための町のPRを図る町内事業者等に対し、海外販路の開拓を目的とした展示会または見本市などへの参加経費および外国人向け情報発信に要する経費の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者 町内事業者等

助成額等 対象経費の3分の2以内の額(上限額50万円)
※美郷ブランド認定商品は上限額60万円

116 インターネット販売販路開拓支援事業

販路拡大と地域産業の振興を図るため、町内事業者等がインターネットを利用した販路開拓を行う環境整備に要する経費の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者 町内事業者等

助成額等 対象経費の3分の2以内の額
(上限額20万円)

117 中小企業持続化支援事業

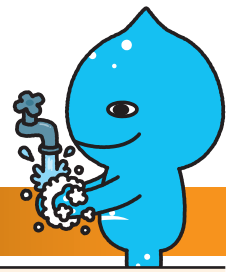
生産性の向上や業務効率化、省力化や高効率化等が図られる機械設備の導入・更新を支援します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者 町内事業者

助成額等 対象経費の1/2以内の額(上限300万円)
生産性向上を目的とした設備・システム、省エネ化や高効率化が図られる設備(加工機械、産業用ロボット、生産・工程管理システム、照明空調設備、冷蔵設備など)

くらし・環境、まちづくりに関すること



くらし・環境に関すること

118 ドライブレコーダー設置費補助事業

安全運転意識の向上と防犯対策のため、ドライブレコーダーを設置する場合に設置費の一部を助成します。

担当課 住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

対象者 美郷町民

助成額等 設置費の2分の1以内の額
(上限3万円)
※対象車両は1世帯につき2台まで
※事故映像が記録された場合、データの提供を求める場合があります。

119 家庭用防犯カメラ設置費補助事業

防犯対策のため、家庭用防犯カメラを設置する場合に設置費の一部を助成します。

担当課 住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

対象者 美郷町民

助成額等 設置費の2分の1以内の額
(上限3万円)
※1世帯につき1回限り
※事故映像が記録された場合、データの提供を求める場合があります。

120 熱中症予防・省エネエアコン設置費補助事業

熱中症予防のため、省エネエアコンを設置する場合に設置費の一部を助成します。

担当課 住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

対象者 美郷町民

助成額等 設置費の2分の1以内の額
(上限5万円)
※固定型エアコンを設置していない世帯につき1台限り
(エアコンが故障して修理不能な場合も含まれます)
※省エネ性能(★2以上)を選定するなどの条件がありますので事前に確認してください。

121 感震ブレーカー設置費補助事業

地震による電気火災対策のため、感震ブレーカーを設置する場合に設置費の一部を助成します。

担当課 住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

対象者 美郷町民

助成額等 設置費の2分の1以内の額
(分電盤タイプ:上限3万円)
(コンセントタイプ:簡易タイプ:上限3千円)
※1世帯につき1回限り

122 クマ撃退用スプレー購入費補助事業

クマによる被害対策のため、クマ撃退用スプレーを購入する場合に購入費の一部を助成します。

担当課 住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

対象者 美郷町民

助成額等 購入費の2分の1以内の額
(上限5千円)
※1世帯につき1回限り
※スプレー性能(EPA認証等)の条件がありますので事前に確認してください。

123 ごみ集積施設設置費補助事業

環境の浄化と公衆衛生のため、ごみ集積所を設置・更新または修繕整備(1万円以上のもの)する場合に整備費の一部を助成します。

担当課 住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

対象者 町内会、自治会、集落等

助成額等 整備費の3分の2以内の額
(上限額20万円)

124 生ごみコンポスト設置費補助事業

ごみの減量化のため、生ごみ処理コンポストを設置する場合に設置費の一部を助成します。

担当課 住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

対象者 美郷町民

助成額等 設置費の2分の1以内の額
(上限額5,000円)
※設置個数の上限なし

125 生ごみ処理機設置費補助事業

ごみの減量化のため、生ごみ処理機を設置する場合に設置費の一部を助成します。

担当課 住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

対象者	美郷町民
助成額等	設置費の2分の1以内の額 (上限額3万円) ※1世帯につき1台限り

126 町営墓地の使用について

墓地のない方が墓地を設置しようとする場合、町で管理している町営墓地および墓地公園を使用することができます。

担当課 住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

対象者	・美郷町に本籍または住所を有する方 ・美郷町に本籍または住所を有しないが本町出身者であり、町内に縁故者が居住している方
助成額等	区画の空き状況や永代使用料等については、お問い合わせください。

127 危険空家解体補助事業

安全で安心なまちづくりの推進を図るため、適正な管理がされておらず、周囲に危険をおよぼす恐れのある空家(危険空家)の解体費用の一部を補助します。

担当課 住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

対象者	町が定めた基準により、危険空家と認められた家屋の所有者や管理人等 (町税の完納等補助要件を満たす方)
助成額等	解体費用の2分の1以内の額 特定空家等に認定されたもの(上限額80万円) 危険空家と認められたもの(上限額50万円)

128 住宅リフォーム緊急支援事業

安心安全で快適な生活を営むことができるよう住環境の質の向上または自然災害による被害からの促進を図るため、住宅リフォーム工事費や復旧工事費の一部を助成します。

担当課 建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

対象者	自ら居住する住宅のリフォーム工事を行う方、自然災害で被害を受けた住宅等の復旧工事を行う方
助成額等	住宅1戸当たり 補助対象工事費20万円以上 ※補助金額 一般リフォーム工事 補助対象工事費の10%の額 (上限額10万円) 省エネ・断熱化工事 補助対象工事費の15%の額 (上限額15万円) 自然災害復旧工事 補助対象工事費の20%の額 (上限額10万円) ※施工業者は町内事業者に限ります。 ※この助成を受けてから一定の年数を経過した場合は、再度申請することができます。 【同一部位】10年以上経過 【それ以外】5年以上経過 ※自然災害復旧工事の場合は、り災証明書が必要で、災害ごとに1回申請できます。

129 耐震改修促進事業

一般住宅の耐震化促進のため、耐震診断および耐震改修に係る費用の一部を助成します。

担当課 建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

対象者	昭和56年5月31日以前に建築された町内の木造住宅の耐震診断・耐震改修を行う方
助成額等	【耐震診断費用】定額13万円(うち自己負担1万円) 【耐震改修費用】耐震改修の3分の1の額 町内事業者施工 上限額70万円 町外事業者施工 上限額60万円

130 水道遠距離給水管敷設補助事業

町水道本管から宅地間の公道に給水管を敷設する工事費の一部(10mを超える距離)を助成します。

担当課 建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

対象者	水道給水区域内に居住の方
助成額等	公道に敷設する給水管で、町水道本管から10mを超えた部分の工事費の2分の1の額 (上限額50万円)

131 下水道接続工事補助事業

水洗便所の普及促進と環境衛生の向上のため、新規に下水道接続工事を実施する場合、接続工事費用の一部を助成します。

担当課 建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

対象者	公共下水道・農業集落排水処理区域内に居住の方
助成額等	既存住宅において新規に接続し、町内業者が施工した場合、対象工事費の2分の1以内の額 (上限額20万円)

132

合併浄化槽導入促進事業・ 水質環境保全事業

水質保全のため、合併浄化槽設置費用の一部を助成します。
合併浄化槽設置後は、水質検査費用を助成します。

担当課 建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

対象者

公共下水道・農業集落排水処理区域以外に
居住(予定)の方

助成額等

【合併浄化槽設置費用の助成】
居住人数等により助成額が変わります。
(例) 5人槽 限度額 46万4,000円
7人槽 限度額 52万4,000円
※町内業者が施工した場合、上記限度額に2万円加算されます。
※合併浄化槽の更新は対象外となります。
【水質検査費用の助成】 毎年 5,000円

133

冬期推定使用水量による推定料金の運用

水道と農業集落排水(一部下水道)の冬期の使用料を、夏期と同程度の料金を納入できるように調整します。これにより、春の精算額が高額になることを防ぐことができます。春の検針後に精算を行うことにより、公平性を保ちます。

担当課 建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

対象者

水道または農業集落排水処理区域内(一部下水道区域内)に居住している方

内容

9月から11月の使用水量から平均使用水量を決定し、それに基づいた推定料金を請求します。
春の検針後に精算を行います。

134

家庭用飲用井戸等整備事業

安定的な飲用水の確保を図るため、水道給水区域外の地下水を水源としている地域において、家庭用飲用井戸や、飲用水の供給設備を設置する場合等に必要な経費を助成します。

担当課 建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

対象者

水道給水区域外に居住の方

助成額等

【対象設備】ボーリング・取水管・ポンプ・給水管・貯水タンク・浄水設備の各工事費用および水質検査費用 ※仕様に制限があります。
【助成額】2分の1以内の額(上限額50万円)
※上限額まで再度申請が可能ですが、同一設備は1回限りの申請となります。

135

浄水器等購入支援補助事業(仙南地区)

仙南地区の水道利用者に対し、浄水器購入費用の一部を助成します。

担当課 建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

対象者

水道水から有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)が検出された仙南地区の上下水道に加入・利用している方

助成額等

【助成対象費用】
浄水器本体・ろ材等浄水器消耗品購入費、浄水器取付工事費
※浄水器は有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)の除去性能が確認できたもの
【助成額】
助成対象費用の2分の1以内の額
※メーター口径により上限額が変わります。また同一給水装置につき1回限りの申請
(例) 20mmまで 5,000円
30mmまで 10,000円

まちづくりに関すること

136

除排雪支援事業(除雪機械の貸出)

地域の高齢者世帯や集会施設等の除排雪作業を地域ぐるみで行う活動を支援するため、除排雪事故防止を啓蒙しながら、ハンドガイド式除雪機械を貸し出します。

担当課 住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

対象者

自主防災組織、行政区、自治会、住民活動団体
※団体の代表者が申請できます。営利目的および個人的利用は対象外です。

助成額等

貸出期間は最大4日間で貸出料は無料(燃料は申請者が負担)です。各ふれあい館へ電話にて事前予約をしてから貸出申請をしてください。
【ハンドガイド式除雪機械(除雪幅91cm、275kg)】
北ふれあい館 1台(☎87-6550)
中央ふれあい館 1台(☎84-2822)
南ふれあい館 1台(☎84-4915)
※積込用アルミブリッジも貸し出しますが、除雪機械を運搬する車両(軽トラック以上)は用意してください。

137 雪下ろし作業中の安全対策事業

雪下ろし作業中の安全対策のため、ヘルメットや墜落制止用器具を無料でお貸しします。

担当課 住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

対象者	美郷町に住民登録している方 (マイナンバーカード・運転免許証等で確認)
助成額等	【貸出期間】貸出日を含み最大4日間 【貸出用具】ヘルメット、墜落制止用器具(フルハーネス)、安全ロープ 【貸出場所】役場住民生活課

138 美郷暮らしサポート事業

定住者の増加および地域の活性化を図るため、町内外在住者が美郷町に新規に家屋を取得し定住した場合、美郷暮らし促進奨励金を交付します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	町内に5年以上定住することを目的として、令和7年中に家屋を取得・新築した町民や町外在住者等
助成額等	交付要件、交付額、申請方法等詳細については、左記担当へお問い合わせください。

139 空き家等活用移住定住促進事業

空き家や空き地の解消および町への移住と定住を促進し、地域の活性化を図るため、空き家や空き地を活用した法人等が行う宅地分譲、分譲住宅や民間賃貸住宅の整備に対する補助金や空き家バンク登録物件の売買が成約した場合に奨励金を交付します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	①②法人(宅地建物取扱業の免許が必要となる場合があります) ③個人または法人 ④空き家バンク登録物件の所有者
助成額等	①宅地分譲整備事業 空き家解体後に宅地分譲を整備 【解体】対象経費の2分の1の額 (上限額50万円/空き家1棟) ②分譲住宅建設事業 空き家解体後または空き地に分譲住宅を建設 【解体】対象経費の2分の1の額 (上限額50万円/空き家1棟) 【建設】対象経費の20分の1の額 (上限額100万円/分譲住宅1棟) ③賃貸住宅建設事業 空き家解体後または空き地に賃貸住宅を建設 【解体】対象経費の2分の1の額 (上限額50万円/空き家1棟) 【建設】対象経費の20分の1の額(上限額300万円) ④空き家バンク成約奨励金 上限額5万円/1物件(固定資産税相当額の2倍)

140 清水周辺環境保全事業

美郷町清水周辺環境整備・保全計画の整備計画を策定済みの地区所在の清水について、おおむね5世帯以上の方で構成される自治会等が冬期間を除く月2回以上の保全活動を行った場合に補助金を交付します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班
☎0187(84)4909

対象者	行政区、自治会、住民活動団体
助成額等	1活動団体当たり 均等割額 1万円 1区分ごとの実績額(3,000円～6,000円)×活動月数 (上限額10万円)

141 行政区機能強化事業

行政区の活動を円滑に実施するため、交付金を交付します。

担当課 総務課 総務班 ☎0187(84)1111

対象者	行政区
助成額等	900円×世帯数

142 活力ある地域づくり事業

活力ある地域活動を推進するために地域団体が行う事業に対し、事業費の一部を助成します。

(活用例)

- ・地域や自治会主催の夏(冬)まつり、グラウンドゴルフ大会など
- ・住民団体主催のイベント、コンサートなど

担当課 企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

対象者	行政区、自治会、ボランティア団体、住民活動団体
助成額等	対象経費の3分の2以内の額(上限額30万円) ただし、累計4回以上の事業については、対象経費の2分の1以内の額(上限額20万円) 累計7回以上の事業については、対象経費の3分の1以内の額(上限額10万円) 伝統行事については対象経費の2分の1以内の額(上限額5万円) ※補助金額が1万円未満となる事業は対象外

143 ボランティア活動支援充実事業

福祉の向上に寄与する団体が実施するボランティア事業に対し、事業費の一部を助成します。

担当課 福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

対象者	1年以上の活動実績を有し、福祉活動を主たる目的とし、公益的性格の強い事業を行う団体等
助成額等	次の交付基準に定める額と交付申請額を比較し、少ない方の額を限度額とする。 ・均等割 会員数 20人未満 5,000円 20人以上50人未満 1万円 50人以上 1万5,000円 ・会員割 会員数 1人当たり 500円 ・事業割 福祉(高齢・障がい・母子・児童を対象とする事業)目的とする事業計画の2分の1以内の額 ※交付要件、交付額、申請方法等詳細については、左記担当へお問い合わせください。

144 地域活動拠点整備事業

自治会の集会所等の新築、増改築および備品整備をする場合に、事業費の一部を助成します。
(活用例)

屋根の塗装・葺き替え、畳替え、床張り替え、エアコン設置、和室用机・椅子の購入、トイレの水洗化や下水道等の接続など

担当課 企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

対象者	行政区
助成額等	対象経費の2分の1から4分の3以内の額 ※上限額【新築】600万円 【増改築】200万円 【備品】30万円 交付要件、交付額、申請方法等詳細については、左記担当へお問い合わせください。 ※次の場合は対象外です。 ・新築および増改築の場合: 補助対象事業費が10万円未満 ・備品整備の場合:補助対象事業費が3万円未満 過去3年以内に活用した場合

145 結婚新生活支援事業

婚姻に伴う経済的負担を軽減することにより、少子化対策の推進ならびに若者の定住促進を図るため、新婚世帯に対し住宅取得、住宅リフォームまたは住宅賃借および引っ越しに係る費用の一部を助成します。

担当課 商工観光交流課 商工観光交流班 ☎0187(84)4909

対象者	・令和8年1月1日から令和9年3月31日の間に婚姻した夫婦 ・結婚時の年齢が夫婦ともに39歳以下 ・夫婦の所得合計金額が年間500万円未満 ・申請時点で夫婦双方または一方の住民票の住所が町内居住地であること ・ライフデザイン支援講座等の受講
助成額等	次のうち、令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に支払った費用について、婚姻日における満年齢が夫婦ともに29歳以下の場合には1世帯につき60万円まで、それ以外は30万円まで助成 ・住宅の取得費(建物のみ) ・住宅のリフォーム費 ・賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料 ・引越費用(業者へ支払った費用) ※助成要件、助成額、申請方法等詳細については、左記担当へお問い合わせください。

146 出会い創出事業

独身男女の出会いの場を提供する団体や民間企業に対して、交流イベント等の費用を助成します。

担当課 企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

対象者	民間団体および企業
助成額等	上限額30万円 ※助成対象事業・経費、申請方法等詳細については、左記担当へお問い合わせください。

147 あきた結婚支援センター 入会登録料助成事業

あきた結婚支援センターに入会する際の登録料を全額助成します。

担当課 企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

対象者	①新規にあきた結婚支援センターに入会する方 ②すでにあきた結婚支援センターに入会しており、令和8年4月1日以降に更新手続きをする方
助成額等	登録料の全額(1万円)

令和8年度イベント案内

開催時期は現時点の予定です。開催時期が異なる場合がありますので、
広報美郷や町ホームページなどで詳細をご確認ください。

通年開催	芸術文化推進事業	担当課	生涯学習課 社会教育・スポーツ班 ☎0187(84)4915 歴史文化財班 ☎0187(84)4040
豊かな心を養うため、「自衛隊音楽隊コンサート」、「美郷フェスタ音楽コンサート」、「加藤明見展」、「秋田県美術展覧会仙北地域展」などを開催します。			
6月中旬～ 6月下旬	美郷町ラベンダーまつり	担当課	商工観光交流課 商工観光交流班 ☎0187(84)4909
町の花であるラベンダーの開花に合わせ、ラベンダーまつりを開催します。 ※ラベンダーの開花状況によって、開催時期が異なる場合があります。			
6月21日(日)	美郷町消防訓練大会	担当課	住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903
消防団員の日ごろの訓練成果を示すとともに、団員相互の団結と士気高揚を図り、町民の信頼感を深めることを目的とし開催します。皆さまの応援参観をお待ちしています。※ 団員募集中!! (性別不問、女性団員も大歓迎です)			
6月から9月	美郷カレッジ	担当課	生涯学習課 社会教育・スポーツ班 ☎0187(84)4915
各界の第一線で活躍されている方々を講師に招き、深い経験と広い視野に基づいた講座を開催します。			
10月24日(土)～ 10月25日(日)	美郷フェスタ	担当課	生涯学習課 社会教育・スポーツ班 ☎0187(84)4915
産業と文化の融合を図るため、町、農業協同組合、商工会等の共催で、農産展や商工市などのイベントを開催します。			
10月上旬	美郷町読書フェスタ	担当課	生涯学習課 歴史文化財班 ☎0187(84)4040
読書の推進を図るため、読み聞かせや語り、講演会などを開催します。			
時期未定	「わらの文化」交流の集い	担当課	生涯学習課 歴史文化財班 ☎0187(84)4040
わら細工文化に関する講演会や交流イベントを開催します。			

町からの情報発信

町では、町政情報をはじめ、各種制度や手続き、イベント情報、子育て情報、災害・防災などの緊急情報をお知らせするために、様々なツールを使い情報発信を行っています。ご覧になってご活用ください。

○広報美郷

- 毎月1日に発行（発行日が休日等の場合は直前の平日）しています。
- 町ホームページでも公開しています。



○美郷町ホームページ

行政情報を発信する町ホームページ、子育て応援特設サイト、観光特設サイトの3つのサイトで情報発信しています!

<https://www.town.misato.akita.jp>

秋田県美郷町

検索



○美郷町公式 SNS

フォロワー、お友達を募集中です!



美郷町公式Facebook
「美郷のミズモ」



美郷のミズモ(公式)旧Twitter



お話しします



秋田県_美郷町 (@misatotown)



○美郷町テレビ回覧板

テレビ回覧板の
利用方法

最初にリモコンを
用意してください。

- 1 秋田朝日放送(5チャンネル)を選局
- 2 dボタンを押す
- 3 「美郷町テレビ回覧板」を選んで決定





町税等の納付方法をお知らせします

町から発行される納付書の種類	支払いのできる場所と方法など				スマホアプリ	
	役場出張所	金融機関	コンビニ	口座振替	バーコード	二次元コード
町税務課 ☎ 0187-84-4902						
住民税班						
町県民税(普通徴収分)			○	○	○	○
軽自動車税			○	○	○	○
国民健康保険税(普通徴収分)			○	○	○	○
町県民税(特別徴収分)	○	○				
法人町民税			×	×	×	×
入湯税			×	×	×	×
たばこ税			×	×	×	×
固定資産税班						
固定資産税	○	○	○	○	○	○
町福祉保健課 ☎ 0187-84-4907						
地域包括支援班						
軽度生活援助事業利用料	○	○	×	○	×	×
養護老人ホーム入所者負担金	○	○	×	○	×	×
医療保険班						
後期高齢者医療保険料(普通徴収分)	○	○	○	○	○	×
大曲仙北広域市町村圏組合 介護保険事務所 ☎0187-86-3911						
介護保険料(普通徴収分)	○	○	×	○	×	×
町こども子育て課 ☎ 0187-84-4904						
こども家庭支援班						
延長利用料				○		
一時保育利用料	○	○	○	×	○	×
一時保育給食費				×		
町教育推進課 ☎ 0187-84-4914						
教育総務・指導班						
児童クラブ利用料				○		
学校給食費	○	○	○	○	○	×
奨学資金償還金					×	
町建設課 ☎ 0187-84-4910						
建設管理班						
町営住宅使用料	○	○	○	○	○	×
上下水道班						
水道料						
下水道使用料	○	○	○	○	○	×
農業集落排水施設使用料						×
下水道受益者負担金			×	×	×	
その他の納入通知書						
町が発行した施設使用料、手数料など	○	○	×	×	×	×

- 町が発行した納入通知書をお持ちください。再発行が必要な方は担当課にお申し出ください。
- コンビニ収納用バーコードが印刷されていない納入通知書は、コンビニ・スマホアプリ(バーコード)でのお支払いはできません。
- 金額が訂正されたもの、30万円以上のお支払いの場合は、コンビニ・スマホアプリでのお支払いはご利用できません。(スマホでの支払いの詳細はご利用されるアプリ・サイトでご確認ください)

●キャッシュレス端末がある施設(窓口)では、施設使用料や各種証明書の交付手数料の支払いにキャッシュレス決済(電子マネー、コード決済、クレジットカード)がご利用いただけます。利用可能なキャッシュレス決済のブランド等については担当課へお問い合わせください。

役場・出張所

出納室

<役場>

月曜日～金曜日
8:30～17:15

六郷出張所

<学友館内>

火曜日～土曜日
8:30～17:15

仙南出張所

<公民館内>

火曜日～土曜日
8:30～17:15

指定金融機関派出

<役場>

月曜日～金曜日
10:00～15:00

(祝・休日を除く)

金融機関

北都銀行
秋田銀行
羽後信用金庫
秋田おぼこ農協
秋田ふるさと農協

※上記の本支店

金融機関

ゆうちょ銀行
東北6県の各支店

口座振替

納め忘れのない
口座振替がおすすめ!
お申込みは上記の
金融機関で!

スマホアプリ

スマートフォンがあれば
自宅や仕事の合間でもお
支払いいただけます。



▲詳細はこちらをご
確認ください。

証明書がコンビニで取得できます



マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置しているキオスク端末（マルチコピー機）で、各種証明書を取得することができます。

コンビニ交付に必要なもの

- ①マイナンバーカード
- ②4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書)

利用できる店舗

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、イオンリテール(イオン大曲店、イオン横手店) など

利用可能時間

午前6時30分～午後11時 ※年末年始やシステムメンテナンス時を除く。

コンビニで取得可能な証明書

住民票の写し	本人および本人と同一世帯のもの ※個人番号・住民票コード記載の住民票および除票の写しは対象外です。	1通200円
印鑑登録証明書	印鑑登録されている本人のもの	1通200円
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	本人および本人と同一戸籍内の方のもの ※除籍や改製原戸籍は対象外です。	1通450円
戸籍の附票の写し		1通200円
所得・課税証明書	本人の最新年度のもの	1通200円

※対象外の証明書が必要な場合は、町住民生活課・税務課または六郷・仙南出張所へ直接ご請求ください。

利用時のご注意

- 15歳未満の方が作ったカード、電子証明書の期限が切れているカード、暗証番号にロックがかかっているカードでは利用できません。
- 本籍地が町内、住所地が町外の方が戸籍証明書を取得する場合、事前に手続きが必要です(下記二次元コード参照)。
- 戸籍や住民異動の届け出後、その内容が反映された証明書が取得できるまでには日数がかかります。
- 本庁舎・出張所窓口で印鑑登録証明書を請求される場合は、印鑑登録証の提示が必要です。
- 一度発行されると返金できません。また、別の証明書などに交換することもできません。

使い方の説明サイト・動画

- 現住所と本籍地が違う方が戸籍証明書を取得する場合の事前手続き



- コンビニでの証明書の取得方法



問●町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903



お気軽にご利用ください

予約制 乗合タクシー

乗合タクシーとは
電話で利用予約して
自宅前の公道から
拠点施設等まで、
乗合で移動できる
タクシーです。



自宅前の公道から乗車できます

拠点施設等(公共施設、医療機関、商業施設等)

地区	拠点施設等(公共施設、医療機関、商業施設等)
千畑地区	役場、千畑小学校前バス停、みさと福祉センター、住民活動センター、千畑温泉サン・アール、武道館、北ふれあい館、北体育館、千畑クリニック、高山歯科医院
六郷地区	学友館、旧中央行政センター、名水市場湧太郎、六郷温泉あつたか山、みさとこども館、手づくり工房湧子ちゃん、中央体育館、中央ふれあい館、保健センター、亀谷医院、アックス、まっこいしゃ高橋醫院、岡田歯科医院、小西歯科医院、富永歯科医院、しんどう内科クリニック、本館コミュニティセンター
仙南地区	公民館、湯とぴあ雁の里温泉、イオンスーパーセンター美郷店、JR飯詰駅、JR後三年駅、道の駅美郷、南ふれあい館、南体育館、総合体育館リリオス、仙南診療所

運行

平日:1日7便

土曜日:午前のみ3便

※日曜日、祝日、12月29日から1月3日は連休

利用料金

片道 500円

●大人同伴の就学前児童および障がい者の介添人1名は無料となります(2人目からは有料)。

※障がい者の介添人とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している登録者を手助け・支援する方をいいます。

時刻表

●原則として下記時刻表での運行となりますが、道路状況や天候、その他の理由により時間が若干変わる場合があります。

平日	土曜日
8:30	8:30
10:30	10:30
11:30	11:30
12:30	
13:30	
14:30	
16:30	

利用方法

はじめて利用する場合

1. 利用登録が必要です。
町企画財政課、六郷・仙南各出張所、または電子申請(右記二次元コード)で手続きできます。



2. 利用登録証が送付されます。



乗合タクシーを使う場合

1. 予約センターへ電話で予約します。



予約センター

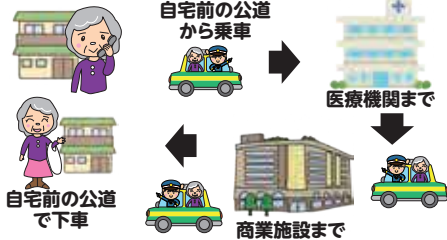
美郷観光タクシー(有) ☎0187(82)1011
 眞黒銀タクシー ☎0187(82)1231
 千屋タクシー(株) ☎0187(85)4141

2. 予約した日時、自宅前の公道または拠点施設等でお待ちください。※乗り合う人数等により予約した時間に到着しない場合がありますので、ご了承ください。

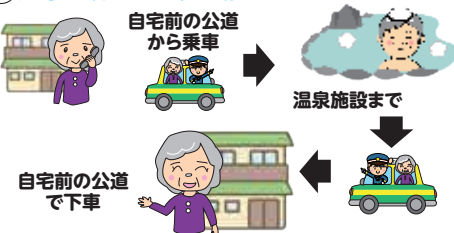
乗合タクシー運行マップ

乗合タクシーの利用例

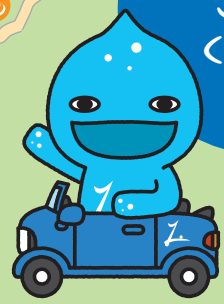
① 医療機関で受診後、買い物をし帰る場合



② 温泉に行って、帰る場合



お気軽にご利用ください



公共施設のご案内

役場

1 美郷町役場

住所	美郷町土崎字上野乙170番地10
業務時間	午前8時30分～午後5時15分
休業日	・土曜日および日曜日 ・12月29日～翌年1月3日 ・国民の祝日
業務内容	・裏表紙の各課の業務案内をご覧ください。 ・休業日は宿日直が戸籍届出の受領・埋火葬に関する手続きに対応します。
問い合わせ	裏表紙の各課の業務案内をご覧ください。

2 美郷町役場六郷出張所・仙南出張所

休業日	・日曜日および月曜日 ・美郷町学友館と美郷町公民館の休館日 (月曜日が祝日・振替休日の場合は翌日も休業) ・12月29日～翌年1月3日 ・国民の祝日
業務時間	午前8時30分～午後5時15分
六郷出張所	
住所	美郷町六郷字安楽寺122番地(美郷町学友館内)
業務内容	右記をご覧ください。
問い合わせ	六郷出張所 ☎0187(84)4040
仙南出張所	
住所	美郷町飯詰字北中島37番地1(美郷町公民館内)
業務内容	右記をご覧ください。
問い合わせ	仙南出張所 ☎0187(84)4915

3 美郷町保健センター

住所	美郷町野中宇下村55番地
開所日	事業開催日のみ
問い合わせ	福祉保健課健康対策班 ☎0187(84)4900

44ページに続く▶



六郷出張所・仙南出張所では、このような業務を行っています

証明書の発行

- 戸籍関係証明書(戸籍謄本など)
- 軽自動車税納税証明書(車検用)
- 住民票
- 印鑑登録証明書
- 所得証明書
- 所得・課税(非課税)証明書
- 納税証明書
- 資産証明書
- 身分証明書

※上記の交付申請書は「書かない窓口」に対応しています。

※転入、転出、転居などの住民異動や印鑑の登録は住民生活課へ届け出ください。

届出の受付等

- 死亡届・死産届の受領
- 埋火葬に関する手続き
- 各課への文書の取り次ぎ

町税や各種使用料の収納・納付書の再発行

◆下記の税金、料金については出張所窓口で納付書の再発行が可能です。

- 町民税
- 軽自動車税
- 固定資産税
- 国民健康保険税
- 後期高齢者医療保険料

◆下記の税金、料金の納付書の再発行については、担当各課へお申し出ください。

- 介護保険料(福祉保健課)
- 認定こども園に関する利用料(こども子育て課)
- 町営住宅使用料(建設課)
- 上下水道使用料(建設課)
- 農業集落排水施設使用料(建設課)
- 奨学資金償還金(教育推進課)
- 給食費(教育推進課)
- 放課後児童クラブ利用料(教育推進課)
- その他使用料納付書等(担当課)

役場への手続き 「電子申請」パソコンやスマートフォン等で簡単に！ 「書かない窓口」も進めています！

役場に来庁しなくても手続きが可能な「電子申請」「施設予約」システムをリニューアルし、手続きしやすくしました。窓口での書類作成の負担軽減や時間短縮のため「書かない窓口」も進めています。

電子申請システムについて

町ホームページや町公式LINEの「電子申請」をクリックすると、「美郷町のオンライン手続き」の画面になります。「カテゴリー検索」または「キーワード検索」から手続きを検索し、ご利用ください。今後も、オンライン申請できる手続きを随時追加していきます。

▼町ホームページとパソコンのイメージ



▼町公式LINEとスマートフォンのイメージ



公共施設予約システムをご利用ください

- ・美郷町公民館やスポーツ施設などの公共施設を利用するとき、オンライン予約ができます。町ホームページや町公式LINEの「施設予約」をクリックすると、「美郷町公共施設予約システム」の画面になります。
- ・公共施設の予約はもちろん、予約状況の確認やクレジット等による使用料の支払いなど、24時間いつでもご利用できます。
- ・公共施設予約システムを利用するには利用者登録(初回のみ)が必要です。

■予約システムが利用可能な施設

施設名
公民館、北・中央・南ふれあい館、住民活動センター
総合体育館リリオス、北・中央・南体育館、屋内スポーツ館、武道館、美郷町野球場、南野球場、南運動公園、六郷東根運動広場、北運動公園、自転車競技場
坂本東嶽邸、歴史民族資料館、名水市場湧太郎、雁の里山本公園

※施設によっては、空き状況の確認のみの場合や、予約の開始時期が異なりますので、詳しくは各施設の問い合わせ先までご連絡ください(P44~46参照)。

※これまでどおり施設窓口または電話による空き状況確認や予約も対応しています。

■利用者登録方法について

町ホームページ(右記二次元コード)から公共施設予約システムにアクセスし、「利用者登録」画面から申請してください(登録完了まで数日かかります)。



「書かない窓口」について 口頭でお聞きし届出書類を作成します

- ①窓口で、転入、転出、転居などの手続きや、住民票・戸籍・印鑑証明書等の交付、税証明交付・閲覧申請などの内容をお聞きします。
 - ②本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証)などから、住所、氏名、生年月日、性別をタブレット端末で読み取った後、必要事項を職員と来庁者で確認しながら書類を作成します。
 - ③内容を確認したらタブレット端末へ署名していただきます。
※以下の手続きは、六郷・仙南各出張所でも対応しています。
・住民票・戸籍・印鑑証明書等交付申請書
・税証明交付・閲覧申請書
- ※対象一覧は右記二次元コードからご確認ください。



文化施設

4 美郷町学友館

住所	美郷町六郷字安楽寺122番地
休館日	・毎週月曜日(祝日・振替休日の場合は翌日) ・12月29日～翌年1月3日
美郷町立図書館	
利用時間	午前9時～午後7時
問い合わせ	美郷町立図書館 ☎0187(84)4920
美郷町立展示館	
利用時間	特別展によって異なります。
問い合わせ	美郷町学友館 ☎0187(84)4040

5 美郷町公民館・美郷町南ふれあい館

住所	美郷町飯詰字北中島37番地1
利用時間	午前9時～午後10時(利用予約がない場合は午後8時)
休館日	・毎週月曜日(祝日・振替休日の場合は翌日) ・12月29日～翌年1月3日
問い合わせ	・教育委員会 生涯学習課 社会教育・スポーツ班 ☎0187(84)4915 ・美郷町公民館 ☎0187(83)2280

6 美郷町北ふれあい館 (旧千畑中学校)

住所	美郷町土崎字上野乙205番地1
利用時間	午前9時～午後10時(利用予約がない場合は午後8時)
休館日	・毎週月曜日(祝日・振替休日の場合は翌日) ・12月29日～翌年1月3日
問い合わせ	美郷町北ふれあい館 ☎0187(87)6550



7 美郷町中央ふれあい館 (旧清水苑)	
住所	美郷町野中宇下村37番地1
利用時間	午前9時～午後10時(利用予約がない場合は午後8時)
休館日	・毎週月曜日(祝日・振替休日の場合は翌日) ・12月29日～翌年1月3日
問い合わせ	美郷町中央ふれあい館 ☎0187(84)2822

8 美郷町歴史民俗資料館・佐々木毅記念室 (旧千畑南小学校)	
住所	美郷町畑屋宇高野5番地1
利用時間	午前10時～午後4時
休館日	・毎週月・火曜日(祝日・振替休日の場合は翌日) ・12月29日～翌年1月3日
問い合わせ	美郷町歴史民俗資料館 ☎0187(88)8706

9 坂本東嶽邸・千屋断層学習館	
住所	美郷町千屋宇中小森91番地
開館期間	4月15日～11月15日
利用時間	午前9時～午後4時
休館日	・毎週月・火曜日(祝日・振替休日の場合は翌日) ・11月16日～翌年4月14日
問い合わせ	教育委員会生涯学習課歴史文化財班 ☎0187(84)4040

10 佐藤家蔵「飛翔館」	
住所	美郷町飯詰宇下鶴田22番地1
利用時間	午前9時～午後9時
休館日	12月29日～翌年1月3日
問い合わせ	美郷町宿泊交流館ワクアス ☎0187(88)8870

11 美郷町住民活動センター	
住所	美郷町畑屋宇街道東144番地
利用時間	午前9時～午後9時(利用予約がない場合は午後5時)
休館日	・毎週日・月曜日 ・12月29日～翌年1月3日
問い合わせ	美郷町住民活動センター ☎0187(84)4922

スポーツ施設

12 美郷町総合体育館リリオス	
住所	美郷町飯詰宇糠淵18番地1
利用時間	午前9時～午後10時(利用予約がない場合は午後8時)
休館日	・毎週月曜日(祝日・振替休日の場合は翌日) ・12月29日～翌年1月3日
問い合わせ	美郷町総合体育館リリオス ☎0187(84)4916

13 美郷町中央体育館 (旧六郷体育館)	
住所	美郷町六郷宇安楽寺287番地
利用時間	午前9時～午後10時(利用予約がない場合は午後8時)
休館日	・毎週月曜日(祝日・振替休日の場合は翌日) ・12月29日～翌年1月3日
問い合わせ	美郷町中央ふれあい館 ☎0187(84)2822

14 美郷町北体育館 (旧千畑中学校体育館)	
住所	美郷町土崎宇上野乙205番地1
利用時間	午前9時～午後10時(利用予約がない場合は午後8時)
休館日	・毎週月曜日(祝日・振替休日の場合は翌日) ・12月29日～翌年1月3日
問い合わせ	美郷町北ふれあい館 ☎0187(87)6550

15 美郷町南体育館 (旧仙南体育館)	
住所	美郷町飯詰宇北中島41番地
利用時間	午前9時～午後10時(利用予約がない場合は午後8時)
休館日	・毎週月曜日(祝日・振替休日の場合は翌日) ・12月29日～翌年1月3日
問い合わせ	・教育委員会 生涯学習課 社会教育・スポーツ班 ☎0187(84)4915 ・美郷町公民館 ☎0187(83)2280

16 美郷町屋内スポーツ館 (旧千畑南小学校体育館)	
住所	美郷町畑屋宇高野5番地1
利用時間	午前9時～午後10時(利用予約がない場合は午後6時)
休館日	・毎週月・火曜日 ・12月29日～翌年1月3日
問い合わせ	美郷町屋内スポーツ館 ☎0187(88)8706

17 美郷町武道館	
格技場、弓道場	
住所	美郷町土崎宇上野乙1番地1
利用時間	午前9時～午後10時(利用予約がない場合は午後8時)
休館日	・毎週月曜日(祝日・振替休日の場合は翌日) ・12月29日～翌年1月3日
問い合わせ	美郷町北ふれあい館 ☎0187(87)6550

18 美郷町自転車競技場	
住所	美郷町六郷宇押切195番地1
利用時間	午前9時～午後10時(利用予約がない場合は午後8時)
休場日	・毎週月曜日(祝日・振替休日の場合は翌日) ・12月1日～翌年3月31日(冬期休場)
問い合わせ	美郷町中央ふれあい館 ☎0187(84)2822

19 美郷町野球場	
住所	美郷町六郷東根宇北明田地150番地
利用期間	4月上旬～10月31日
利用時間	午前5時～午後9時
問い合わせ	美郷町中央ふれあい館 ☎0187(84)2822

20 美郷町南野球場 (旧仙南野球場)	
住所	美郷町金沢西根宇上百目木88番地1
利用期間	4月上旬～10月31日
利用時間	日の出～日没
問い合わせ	美郷町総合体育館リリオス ☎0187(84)4916

スポーツ施設・公園・宿泊交流施設

21 美郷町南運動公園 (旧仙南総合運動公園)

農村広場・相撲場

住所	美郷町飯詰字糠淵18番地1
利用期間	4月上旬～10月31日
利用時間	日の出～日没
問い合わせ	美郷町総合体育館リリオス ☎0187(84)4916

22 美郷町北運動公園

野球場

住所	美郷町土崎字上野乙1番地197
----	-----------------

北ふれあい広場

住所	美郷町土崎字上野乙205番地7
利用期間	4月上旬～11月下旬
利用時間	日の出～日没
問い合わせ	美郷町北ふれあい館 ☎0187(87)6550

23 大台野広場

グラウンド・ゴルフ場、多目的運動広場 パーク・マレットゴルフ場、交流広場

住所	美郷町千屋字大台野1番地4
利用期間	4月中旬～11月下旬
利用時間	午前9時～午後5時
問い合わせ	大台野広場管理棟 ☎0187(85)3131

24 六郷東根運動広場

住所	美郷町六郷東根字東明田地271番地
利用期間	4月上旬～11月下旬
利用時間	日の出～日没
問い合わせ	美郷町中央ふれあい館 ☎0187(84)2822

25 あったか山グリーンパーク

住所	美郷町六郷東根字下馬転69番地
利用期間	4月中旬～11月下旬
利用時間	午前9時～午後5時
問い合わせ	六郷温泉あったか山 ☎0187(84)2641

26 サン・スポーツランド千畑

室内温水プール

住所	美郷町金沢東根字仏沢210番地2
利用時間	午前10時～午後9時
休館日	毎月第3火曜日(祝日の場合は翌日)

テニスコート

住所	美郷町金沢東根字仏沢120番地10
利用期間	4月下旬～11月下旬(冬期休業)
利用時間	午前9時～日没
休館日	毎月第3火曜日(祝日の場合は翌日)
問い合わせ	サン・スポーツランド千畑 ☎0187(84)3986

27 プールパークみさと

住所	美郷町飯詰字糠淵20番地4
利用期間	7月下旬～8月下旬
利用時間	午前10時～午後4時
問い合わせ	美郷町総合体育館リリオス ☎0187(84)4916

28 雁の里山本公園

住所	美郷町飯詰字東西法寺159番地
多目的グラウンド	
利用期間	通年
利用時間	午前9時～午後9時
パークゴルフ場	
利用期間	4月中旬～11月下旬
利用時間	午前9時～午後5時
後三年スキー場	
利用期間	12月下旬～3月中旬※ゲレンデ状況による
利用時間	午前9時～午後5時(ナイター時は午後9時まで) ※ロープウェイ・Tバーの稼働時間は以下まで問い合わせてください。
問い合わせ	雁の里管理休憩棟(冬期:後三年スキー場) ☎0187(83)2707

29 美郷町宿泊交流館ワクアス(旧仙南東小学校)

住所	美郷町飯詰字下鶴田22番地1
利用時間	・宿泊 チェックイン:午後3時 チェックアウト:午前10時 ・体育館・多目的室 午前9時～午後10時 ・多目的グラウンド 日の出～日没 ・トレーニング室 午前9時～午後9時
休館日	・宿泊は無休、その他は12月29日～翌年1月3日
問い合わせ	美郷町宿泊交流館ワクアス ☎0187(88)8870

30 龍角散薬樹の森健康公園 (旧千畑南小学校グラウンド)

住所	美郷町畑屋字高野5番地2
利用期間	4月上旬～11月下旬
利用時間	日の出～日没
問い合わせ	農政課農業振興班 ☎0187(84)4908



人生の節目に特別な思い出を

美 郷町では、人生の節目が特別な思い出となるよう、絵本作家・イラストレーターで美郷大使である永田萌氏がデザインを手がけたメモリアル婚姻届(有料)、出生記念証(無料)を用意しています。また、記念撮影コーナーもありますのでご利用ください。

美郷町メモリアル婚姻届

婚姻届は2種類から選べます

販売場所

- ・住民生活課
- ・六郷出張所
- ・道の駅美郷
- ・仙南出張所

販売金額

1部1,000円



▲詳しくはこちら



◀美郷町メモリアル婚姻届の表紙



記念撮影コーナーについて

どなたでも記念撮影できます。カメラ等の撮影機器は各自お持ちください。
撮影可能時間●午前8時30分～午後5時15分(平日の開庁時間内)



出生記念証

交付場所●住民生活課 交付時間●午前8時30分～午後5時15分
申請期間●出生届の届出をした日から14日以内

交付できる方

美郷町に本籍または住所を置くお子さんの出生届を美郷町に届出された方へ無料でお渡しします。



美郷町オリジナル絵本

「ミサトとセツカのだいぼうけん」

これからの美郷町を担う3歳から7歳の子どもたちに向けて、美郷大使である絵本作家・永田萌氏の協力のもと、絵本を作成しました。町に住んでいる、または町の認定こども園に通っている令和8年4月現在の3歳児に無料配付するほか、下記の場所で購入できます。

販売場所●美郷町学友館・美郷町公民館・美郷町北ふれあい館・美郷町役場総務課・道の駅美郷・名水市場湧太郎「美郷屋」・岡田書店・妖精村

価 格●1冊 1,650円(税込)



婚姻届、撮影コーナー、出生記念証に関する問い合わせ●町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903
絵本に関する問い合わせ●美郷町学友館 ☎0187(84)4040

令和8年度版 美郷町まちづくりガイド

■ 発行年月/令和8年4月1日 ■ 発行/秋田県美郷町 ■ 編集/美郷町総務課

〒019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10 TEL 0187(84)1111(代表) FAX 0187(85)2107



婚姻届・絵本・
出生記念証

各課・室・局の主な業務のご案内

令和8年4月1日現在

場 所	課などの名称	班の名称	主な業務内容
美郷町役場	総務課 ☎ 0187(84)1111	総務班※	広報紙の発行、ホームページ運営管理、陳情・要望の受付、行政座談会議案の作成、情報公開、職員の給与や福利厚生、選挙、行政区
		管財班	町有財産の管理、財産台帳の整備、入札・入札資格審査会
	企画財政課 ☎ 0187(84)4901	企画財政班	重要施策の企画・調整、総合計画、予算の編成や運用、交通施策、協働参画、男女共同参画、地域コミュニティ、ふるさと納税、DX推進、地域の情報化、情報システムの管理、各種統計調査
		住民税班	町県民税、国民健康保険税、町たばこ税、入湯税、軽自動車税
	税務課 ☎ 0187(84)4902	固定資産税班	固定資産税、地籍調査成果の管理
		滞納対策班	町税や公金の未収金収納、滞納整理、町税の納税相談
		環境安全班	消防防災、交通安全対策、防犯、水環境、廃棄物処理、犬の登録、墓地
	住民生活課 ☎ 0187(84)4903	戸籍年金班	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、国民年金、パスポート、マイナンバーカード
		福祉班	地域福祉、障がい者福祉、生活保護、福祉諸団体
	福祉保健課 ☎ 0187(84)4907	地域包括支援班	介護保険、介護予防、高齢者福祉に関する相談・支援
		医療保険班	国民健康保険、高額医療、福祉医療、後期高齢者医療
		健康対策班	総合健(検)診、健康相談、健康教室、予防接種、食生活改善、母子保健
	福祉保健課 ☎ 0187(84)4900	健康対策班	総合健(検)診、健康相談、健康教室、予防接種、食生活改善、母子保健
		こども子育て課 ☎ 0187(84)4904	こども家庭支援班※
	こども子育て課 ☎ 0187(84)4904	子育て応援班※	子ども子育て支援拠点整備・運営管理、妊産婦サポート、子育て支援
		農政課 ☎ 0187(84)4908	農業振興班
	農林整備班		ほ場整備、多面的機能支払、林業振興、農地の災害復旧
	商工観光交流課 ☎ 0187(84)4909	商工観光交流班	商工業振興、交流、企業誘致、雇用労働、移住定住、観光振興、観光施設や温泉の管理、各種イベントの開催
		建設課 ☎ 0187(84)4910	建設管理班
	上下水道班		水道、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽、地下水の保全
出納室 ☎ 0187(84)4911	出納班	公金の出納、有価証券の管理、決算の調製	
議会事務局 ☎ 0187(84)4912	議事総務班	議会定例会・臨時会、議会運営委員会、常任委員会、請願・陳情の受付、議員報酬、議員研修、議場等の管理、監査委員事務局	
農業委員会事務局 ☎ 0187(84)4913	農地調整班	農業委員会総会の開催、農業者年金、貸借料情報、農地の売買、賃貸借、転用、農地台帳、遊休農地の発生防止・解消	
教育委員会教育推進課 ☎ 0187(84)4914	教育総務・指導班	学校運営事務、学校保健、奨学金、就学援助、学校給食、通園・通学バス、校舎・その他施設の管理、就学事務、教育相談、放課後児童クラブの運営管理	
学友館	教育委員会生涯学習課 ☎ 0187(84)4040	歴史文化財班	文化財の保護および調査、読書推進、芸術文化推進、学友館(図書館・展示館)・その他文化施設の運営
公民館	教育委員会生涯学習課 ☎ 0187(84)4915	社会教育・スポーツ班※	生涯学習講座、青少年育成、美郷カレッジ、二十歳の集い、公民館の運営、生涯スポーツ、スポーツ大会、社会教育・体育施設管理
千畑なかよし園	こども子育て課 ☎ 0187(85)3115	こども園班千畑なかよし園	認定こども園の運営、子育て支援
六郷わくわく園	こども子育て課 ☎ 0187(84)0023	こども園班六郷わくわく園	認定こども園の運営、子育て支援
仙南すこやか園	こども子育て課 ☎ 0187(83)2100	こども園班仙南すこやか園	認定こども園の運営、子育て支援

※ 班の再編を行い、名称が変更になりました。